

令和4年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第2日目（令和4年12月15日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、2番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

一 般 質 問

○議長（川野敏夫君） 日程第3 これより、一般質問を行います。

質問は通告された範囲を逸脱しないようお願いをいたします。

それでは、順次、発言を許します。

質問順序1、議席番号4番、下山則義さん。

一つ、空き家対策について。

一つ、立地適正化計画について。

一つ、木質バイオマスの取組について。

以上、3件について。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） おはようございます。

私からの本日の質問は、件名は3件、3件につきましてお伺いいたします。

それでは早速質問に移らせていただきます。

件名1、空き家対策についてからの質問であります。

1、空き家等の増加に伴い、不適切な管理状況の空き家や危険な空き家等が目立ち、市民生活に影響を及ぼしている状況が散見されます。第3回定例会でも質問いたしました。その後の状況につきましてお伺いをいたします。

①であります。当市の空き家・特定空き家の件数をお伺いいたします。

②であります。空き家の管理を歌志内市空き家管理等台帳で行っていると聞きますが、台帳で管理する空き家の件数につきましてお伺いをいたします。

③であります。降雪による屋根等からの落雪や空き家などの崩壊等の危険な状況も考えられますが、その対応策につきましてお伺いをいたします。

件名の2番であります。立地適正化計画についてからの質問であります。

1、歌志内市立地適正化計画が作成され、計画書、そして概要版が配布されました。

そこでお伺いいたしますが、①計画は歌志内市都市計画マスタープランに示されたまちづくり、すなわちコンパクトシティを進めるために策定したとの説明を受けましたが、マスタープランを具現化するためにこの計画をどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

②であります。歌志内市立地適正化計画がプロポーザルで業者に委託していると思えますが、契約の仕様書にある成果物を全てお伺いいたしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

次に、3件目でございます。木質バイオマスの取組についてからの質問であります。

1、令和4年11月12日、芦別市において木質バイオマスシンポジウムが開催され、行政や歌志内市内からの関係者も出席されました。その中で、芦別市の宿泊温泉施設の熱源の燃料が木質バイオマスを利用しているとの説明を受けました。

そこでお伺いいたしますが、①当市にも宿泊温泉施設や燃油を燃料にしている施設があることから、燃油とバイオマスの費用の違いや排出されるCO₂の発生状況について、主催者や共催者からのさらなる説明や話合いの必要性を感じますが、そのお考えをお伺いいたします。

以上、件名3件、質問内容につきましては6件であります。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山田建設課長。

○建設課長（山田元君） それでは、私のほうから、件名の1の①、②、③、それから2番の①、②について、それぞれ御答弁させていただければと思います。

まず、1番の①特定空き家等の件数でございますけれども、本年10月末の空き家等の件数は248件で、特定空き家はございません。なお、今後、特定空き家になるおそれのある建物等については、50件と見込んでいますところでございます。

続きまして、1番の②、台帳での管理空き家の件数でございますけれども、データ処理して

いる台帳においては、現在213件となっております。なお、紙媒体で管理されているものもあり、都度データ入力を行っているところでございます。

続きまして、1の③でございます。屋根からの落雪、それから空き家等の崩壊等危険な状況に対しての対応策でございますけれども、屋根等からの落雪における対応策は、通行等支障を来している場合は必要最小限にて除雪対応をしております。また、倒壊等の危険性がある場合は、注意喚起の看板等を設置し、必要に応じて応急措置を施すこともあります。なお、危険な状況と判断される場合は、所有者に注意を促し、除去または軽減を図るよう努めてまいります。

2番の①でございます。マスタープランを具現化するためのこの計画をどのように取り組んでいくのかでございますが、立地適正化計画は、人口減少や厳しい財政下で医療、福祉、商業などの生活サービス機能を維持し、将来にわたり維持可能な都市経営を可能にするため、都市機能、居住機能の集積、公共施設の適正な配置、公的不動産の有効活用等によりコンパクトなまちづくり、持続可能で利便性の高い都市構造の実現に向けた指針となる計画であります。本市におきましては、本計画策定により、文珠地区、歌志内学園周辺を子育て・教育拠点と位置づけた区域の整備について、現在、国の財政支援を受けながら整備を進めております。なお、歌志内学園周辺整備につきましては、令和8年度を整備目標年度としており、その後、区域整備につきましては、財政状況を見極めながら、本町区域または神威区域の整備を予定しているところでございます。

2番の②についてでございます。契約の仕様書についてでございますけれども、本委託業務につきましては、指名選考委員会において決定した5者を指名し、令和3年4月22日に指名競争入札において業者を決定しております。提出を受けた成果品は、立地適正化計画として立地適正化計画書100部、概要版100部、立地適正化計画書原図一式が1部、これらの電子データで一式、住民説明会、協議、打合せの記録・議事録において一式、これらに加え、仮称でございますけれども、仮称歌志内市児童センター基本計画として基本計画書20部、基本計画書原図一式1部、これらの電子データ・イメージ図電子データが一式、調査、協議、打合せ等の記録・議事録一式、以上となっております。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから件名の3、木質バイオの取組について御答弁申し上げます。

木質バイオマスを利用した場合、CO₂排出の抑制や地球温暖化防止などに効果があると言われており、とりわけ森林資源が豊富で寒冷地である北海道においては大きく期待されております。そのような中、本市における宿泊温泉施設の燃油ボイラーを木質チップボイラーに切り替えるとした場合、設備更新に要する改修費、木質チップ原料の確保や調達に係る費用など、不透明な部分が多くあります。それらの内容や問題などを調査・研究するためには、関係機関との情報交換や御指導を仰ぐことも必要と考えておりますことから、このたびのシンポジウム主催者等を含め、情報収集に努めてまいります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

まず空き家対策についてなのですが、これにつきましては、私もこのところ何度も質問させていただいているところでございます。少しでもこの数が減る、そしてそれが順調に進むような状況づくりということがやはり必要なのかなという思いでもいますので、少し力を注いでいるところでもあります。

今回、12月248件、以前から比べると2件が減っているのかな、そして特定空き家になるおそれがあるという空き家が、4年の9月には51件だったものが50件に減っているという事で聞かせていただきました。

また、台帳で管理する空き家の件数213件データがあると。これ、紙のベースということでもお話がありましたが、その紙のベースでもこのデータの中に取り込まれて231件という事で聞いてよろしいわけですね。答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございまして、今、紙ベースは基本的にはメモ書き程度で、できるだけデータベース化に書き込むという作業を行っておる関係上、紙であるというのは、一時紙で、どうしても電話かかってきたり、いろいろなメモで残しているということだけで、データベース化に常にしていくという事で考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 前回の質問の中で、前回というかその第3回定例会になるのかな、その中でデータベースで処理しているもの、そしてペーパーで処理しているもの、そして固定資産税のほうで何か対応しているものもあるということなのですけれども、この内容の二つのことは今お話ありましたけれども、最終的の3番、固定資産税のほうで対応している、これについてはどのように理解すればいいのか答弁いただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私も議事録を再度を読み終えたところ、そのような回答をしているところでございますけれども、その前段のどのような住所を持って、ないしは所在をどのような形で明らかにしていくのかという御質問の流れからそのような回答につながっているところでございまして、読んで私も、確かにおっしゃるとおりでございまして、読んで誤解をちょっと受けるような答弁があったということは認識しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。それでは、今の答弁はちょっと私なりにかみ砕きますと、持ち主がどこにいるか分からないような状況のときには、固定資産税のほうからのその資料を元に検索する、あるいは探すというような、そんな状況があるので、その中にも含まれた言い方だったということで、今の話ですと、そのデータベース、要するに一つのパソコンの中で空き家対策というような名目の下に全てが今入りつつある、あるいは入っているのだ、それを求めるのがペーパーで処理しているものとか、それから固定資産税のほうからの情報ということで聞いてよろしいでしょうか。要するに、データのもは一つだけなのだよということでもよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございまして、過去にデータベース化をしているものをそのまま引き継ぎ、さらに新しいものも入力して台帳を整えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。正直、3種類のことが前回出てきたので、これはどんなようなデータベースにしているのかなど。紙の形でもいいですよということ、そしてパソコンに入れて収納しておくのもいいですよということが法律でもやはり言われてますので、歌志内市はどの形でやっているのかということを知りたいということと、三つ出てきているので一体何なのかなということ、不安にありました。それと同時に、やはりこれからはいろいろなど

ころから来る情報を一所でデータベースということで形になると、いつでもどこでもどういう形でも取り出して確認することができる、必ずその下のほうには、データの中には、話し合ったことですとか起きた問題だとか、そういったことが全て書かれているものを一覧表になっているのだというふうに以前に教えていただいたこともありますので、それは同じ形で絶対なければならない、いつでも引き出せるような状況でなければならない、まだ完全にできていないけれども、今しっかりと作っているのだと、そして時期の早い時期にそれは全て作り上げていただけるのだということ聞いてよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます、今、台帳を整え、データ化を処理しているところでございます。なお、今後、庁内で恐らく検討会議なり関係所管の集まりでデータベースの今のおっしゃってありました庁内の共有することが可能かどうか、これ個人情報に関わる場所もでございますので、様式含めて今後整理していかなければならないところであるかと思えますけれども、今の台帳整理においてはおっしゃっているとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） このデータベースで処理するという事は、それはあくまでも土木課の、土木のほうの持ち物であって、それに対していろいろなところから教えてもらうということに関しては、これは法律でいいですよということになってるはずですから、ほかの課との連携を持ちながら進めていくということ、それが私、一番はやはり固定資産税の、その関係が一番間違いのない持ち主の居所が、居所というか住所が分かるような状況のものだと思いますので、その連携をしっかりと取って、必ず完全に作り上げる、そしていつどんなような問題が起きてもそれに対処できるような状況をつくっておかなければならないと思います。それに対して今までやってきているとは思いますが、さらにスピードアップと、その重要性もよく考えていただいて進めていただきたいと思えますが、それに対する答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりでございます、固定資産課税台帳のほうにおいては、所管のお考えがございまして、いろいろとその諸手続きをクリアすれば、当然開示請求含めてですけれども、対応していただけるということでございますから、簡単に個人情報ですから口外することは当然ございまして、当然役所の内部の中でも、たとえこれが職員だったとしても、その直接の担当の考え方がございまして、その担当の考え方を尊重しつつ対応していかなければならないかと思っているところでございまして、台帳整理においても、それら所管においてほかの連携、協議をしていく中で連携を強化していかなければならないと思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 空き家対策の特別措置法の10条ですが、空き家等の所有者に関する情報の共有、こういった規則がしっかりとあって、これはできますよ、これをやってくださいというものがあります。その中には、もう御存じのことだと思いますけれども、ほかの課ととのその情報の共有、それはいいですよと言われてますから、その法律に基づいてという流れになるのだと思いますけれども、その辺のところはしっかりとやっていただきたい。それをお願いします。

と同時に、以前からも情報共有しながら、土木課の仕事をするための持っている人たちに対するお知らせというパンフレットを配っているという話がありました。このところ、前回の話の中にもありましたけれども、令和3年と4年、これはできていないのだという話でございま

したが、この5年度、この3月あるいは4月にやることは可能だと思うのですが、それについてはもう2年やってないのですから、必ず全てやっていただける、できる限りやっていただけるといふことで聞いてよろしいのか、答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） できる限りというか、やらなければならないと認識しているところでございまして、せんだっても担当の方に連携をして、事前に協議を行い、同封させていただくべく準備を図るといふことで指示しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それと、私もこのことに関していろいろとこう、どうして2年間やらなかったのだろうなといふことでちょっと考えてもみるのですが、2年間やらなくなってくると、その方々がまたどこに行っているか分からない、調べれば恐らく分かるのでしょうかけれども、そういったことで、向こうはちょっと手が離れたのかなといふふうな、持ち主が手が離れたのかなといふふうな思いでもいると思うのです。そういうことのないような状況を毎年毎年やりつくっていかなければならない。私もいろいろな方々からのお知恵を借りるときに、条例を変えなければならないので、その時期がちょうどぶつかってしまって、いつものように封書の中に入れさせていただいて、それを発送することができませんでしたという答弁でしたが、ある方から、いや、それであれば土木建設のほうから直接封書を出して、条例ができたときに、それが5月でも6月でも7月でも絶対やるべきなのではないのですか、そういう方法どうなのですか、そのように教えてくれた方がおられました。それについては全くお考えならなかったのか。私も正直言って、今までやってきたのだからそれが一番なのかなと思ながらもそこまでは考えが至らなかったのですが、改めてそれを教えていただいて、なるほどなと考えたところでもあります。今までのことはまあまあよしとしても、これからしっかりと必ずやっていただく、そして歌志内市の空き家、その対策、これをきちっとしていただく、よろしいでしょうか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 前回の定例議会の答弁にもございましたけれども、おっしゃるとおりでございまして、議会が承認された後に取り組みば対応は可能でした。したがって、その部分が今回まで作業がやっていなかったといふことは事実でございます。したがって、もし今後、今は特に議会に承認をいただくような案件がありませんから連携も取れますけれども、そういうような状況があった場合においても、議会が終了後、速やかにどのような対応を取るかも含めて、御本人、所有者が明らかになっているところに対して周知をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の答弁の中に、今回までやっていなかったという言葉ありましたけれども、それは自分たちは税のほうの封書に間に合わない状況だったから、それもやむなしと考えて、仕方なくと考えてやっていなかったといふふうな言い方だったのか、それとも何か違う考えがあつての今回までやっていなかったといふことなのか、それ答弁いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 前回の回答にも御回答申し上げたとおりでございまして、議会の、3月の中旬でございましてけれども、御承認をいただいてからだ封書が間に合わなかったの、その税のほうとの連携が取れてなく、そのまま対応することなく過ぎ去ってしまったとい

は、コンパクトシティをつくる、あるいはそのまちづくりをするに当たっても様々な計画がある、そしてマスタープランがある。それをどのように進めていったらいいのかということがなかなか決まらなかったの、この立地適正化計画、それをつくることによって進めるような状況をするのだというような流れの下に私たちも説明を受けて、その内容を見せていただきました。見せていただきましたが、今までと同じような流れのものが次々並んでいて、これ見て、さて、何から手をつければいいのかという、それに期間も相当長い期間で終わらせるのだということですので、少しでもスムーズに進んで、歌志内市民が暮らしやすいような状況づくりというものは必ずや必要かと思うのですが、そういった形づくりをしていただくために、先ほども少し答弁の中でありましたけれども、何をどこから始めてどのような形、どのような形はコンパクトシティということであるのしょうけれども、それがいまいち分からないような状況でもあるのですが、どこから何を始めてということをもう少し具体的に、何から手をつけて、そして最終的にはこのようにしたい。このようにしたいというのは、コンパクトシティをつくる、その場所場所で集まる人間があるような状況をつくる、それに移動できるような状況もつくる、それが全て賄って出来上がるのかなとも思うのですが、何からどのように手をつけてというところ、もう少し具体的に話していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 簡単にかみ砕いて御説明、答弁できなかったのをおわび申し上げたいと思いますが、具体は一元化施設で今も実は取り組んでいるところでございまして、文珠の学校教育ゾーン含めたゾーニングの設定に基づく補助対象にするべく立地適正化計画を図り、補助を導入し建設をしていくというのがもう現実化している取組、既に動いている取組でございまして。

一方、立地適正化計画でございまして、市内全域の居住空間、居住誘導区域を設けて、そこにコンパクト化を図ると。分かりやすく言いますと、役所の周辺なのか、それとも市営住宅の集まっているところなのか、コンビニになるのかということ、各それぞれのところに区域を設けて、そこに公共施設を中心に建設していくという計画でございまして。したがって、見えない、分かりにくい、確かに市民にとってはちょっと問題になってくるかと思いますが、分かりやすく言うと、今現在取り組んでいる文珠地区の教育ゾーンの周辺のところを具現化し、取り組んでいるというところでございまして。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 大体は、一つ一つ作り上げていって、そこはそこでまとまって、にぎわいのある町、にぎわいのある地域、また真ん中にもそういうのがありますよ、さらに端のほうにもそういうのがありますよ、こちら公共施設の学校の、そして病院の、そんなようなスタイルで進んでいくのかなと思うのですが、分かりました。ぜひとも時間かかってやらなければならないことなのでしょうけれども、市民の声をゆっくり、そしてしっかりと聞いていただいて、その形をお願いするところでございまして。分かりました。これについては、これからも質問させていただきたいと思っております。

それと立地適正化計画、その仕様書ということで先ほど答弁いただきました。計画書として10部、概要版として10部、これは我々も頂いているものになるのだと思っております。それから、あと児童館、児童センター、基本計画としてもう出ているということですのでございまして。

これ、私、今回の令和3年度の決算、さらに令和3年度の予算、予算には1,400万円という立地適正化計画策定ということで予算がついています。そして、3年度の支出ということ

で1,355万2,000円という支出、金額がついています。こういう金額を出して、そして決算としてこの金額が支払われたのだなというふうに理解いたしました。ただ、今回、概要版と一緒に私たちがもらいました立地適正化計画、この計画を読むに当たり、ちょっと不思議だなと思うことが出てきたのです。というのは、一番最後の70ページ、今までの計画では、この70ページの今までのその策定経過というのはあまりついていなかった。このところずっとついてない。もしかしたら、これ歌志内市の市役所の中で策定しているからそうなのかもしれない。それは恐らく外から、外でやってもらったものが今ここにあるのだと思うのです。ですから、これももちろんその1,300万円、その金額の中に収まっているものなのだと思います。今の出たものの中に収まっているものだと思うのです。

それが、この作成経過の中で、4月25日に適正化計画を、歌志内市立地適正化計画の素案について、それが認定されたら案となりますと。そして、パブリックコメントが5月16日、それから5月17日、この間に行いますよと。そして、議会の報告が6月22日にしますよということが書かれています。と同時に、これが私たちに配られたのは、ここに10月と書いてあります。たしか10月の初め頃だったと思うのです。今年の10月。このものが出来上がったのは、これいつなのですか。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 6月22日でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この計画書100部、概要版100部、これらも全て予算の中に入っている金額だと。そして、できたのは次の年ですと。けれども、決算は3月に行われて支払い済みですと。これ、おかしくないですか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 成果品100部でございますけれども、成果品としては3月25日に完成をし、3月25日以降、私どもの一部職員ですけれども、パブコメ、それから都市計画審議会を開催し、この印字を行い、表紙をつけて提出させていただいているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 要するに、これはそうしたら全て年度内に出来上がったということなのですか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） そのとおりでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） このものも全て年度内に終わったということですか。これは、この中身を見ると、適正計画の案として承認された後は、素案として出てきて、承認されると案となると。案となっているのに、もう出来上がっているのですか。案の中で提出されて、その後パブリックコメントがあります。それと同時に、計画の審議会のほうへ報告します。それでここ替えたほうがいいのではないのですかと。なったら、これ直さなくても出てくるのですね、これ。答弁してください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 成果品としては整って、案できております。したがって、その後に関する、例えば加筆修正とか大幅な変更があった場合は、これは当然対応していかなければならないと認識しています。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ということは、これを一旦出しておいて、案として出しておいて、その案がよかったらそのまま出しますよと。もしも駄目だったら、さらにお金をかけて新たなものを印刷し直しますよということですか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） おっしゃるとおりかと思えます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） よろしいですか。私はこれが全て出来上がって間違いないですよ、これ以上審査も何もない、誰に配ってもいいですよ、それが初めての成果物だと思うのです。そうではないのですか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 先ほどの答弁で、お金をかけるということは、自分たちでお金をかけないで対応するということでございます。さらに、今回の今の御質問ですけれども、成果物、委託業務を発注しておりまして、成果品としては整ってございます。したがって、これも補助で対応していただいております、国庫補助金もちゃんと歳入、検査も滞りなく済んでいるものでございまして、完成版、この成果物とまた別に立地適正化計画の策定の計画の計画書の完成、これはまた6月の、先ほども答弁繰り返になります。22日ということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） これ、成果物、成果物と言うけれども、成果物というのは、完全の熟された実のことをいうのでしょね、恐らく。もう出来上がってますよという。これからどこかの審議会にかけて、これを直さなければなりませんよとなったら、そうはならないと思うのです。それは成果物ではない。もしもそれ、そこまでの分はもうお金払いました、けれどもこれは直したほうがいいですよとなったら、それを直して、歌志内市のさらにお金をつぎ込んで、また印刷をし直してそれを出してきたのがこれということになるのだと思うのです。そういう考えで、私、間違ってますか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 一般的にはおっしゃるとおりだと思います。成果品、要するにもう完成版というのですか、計画が何ももう、墨入れも何もなく、変更もなく出来上がったというのが、例えば今、議員からの御質問でいけば、この委託業務の中で全部完結するはずだというお話でございますけれども、今回においては、パブリックコメントと都市計画審議会においては、当市において対応し、その肉づけをして成果物としているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それから初めて印刷するのだと私は思うのです。そして、出来上がると思うのです。その話合いを待たずして出来上がりました、だからその金額なのですよというのは私ないと思うのですけれども、その辺ちょっと言っていること、私分からない。どのように聞いたらいいのか、私の理解力がない、これはもともとなのですよけれども、ちょっと理解できるような状況で答弁していただければありがたいのですが。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） この立地適正化計画の委託する業務の内容につきましては、いわゆる令和3年度内に納めていただいているということございまして、後にそのいわゆる立案したものがパブリックコメントを経過し、都市計画審議会をもって訂正等がないという部分で印刷

をかけるということでございますので、成果、3月をもって印刷物を出来上がっても、パブリックコメントや都市計画審議会の意見を聞かなければそれに反映しないということでございまして、業務自体の成果は、令和3年度末をもって成果品として利用し、北海道の国庫補助金をいただいておりますので、北海道における完了検査というものを受けてということでございますので、決して納期が遅れたということではなくて、一定の成果物としては3月末をもって頂いているということで、そういう理解をしていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） その3月のときにはこれはまだできていなかったということなのか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 3月の時点につきましては、案という形で、いわゆるパブリックコメント、都市計画審議会を経なければ、誤字・脱字、また情報が増えたり、そういうこともあり得るものですから、ここで案としてこれを、この成果が納めていただいているという解釈になります。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私、先ほど成果物ということで聞いてこれが入っていると。100あったと。そして概要はもう100あると。その成果物が全て入ってその金額幾らですよ、そしてそれが決算でこうなりましたよ、金額が幾らですよ、その中にはこれが入ってなかったということなのですか。私はそういうふうに聞くのですが、答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） それは製本まで入っております。部数も入っております。ですから、その3月の末時点では、そういうピンク色の作ったとしても、パブリックと都市計画審議会を経てないので、しかしながらこういう素案としていただいておりますので、作るという前提で契約しておりますので、作ったそのピンク色の製本につきましては、3月以降、いわゆる6月に入ってきますので、そこで完全に出来上がっている、パブリックと都市計画審議会を経ております。例えば建築物の設計でありますと、そのまま3月末であれば、材料から設計から全てできて納品されますけれども、これはソフト事業でございまして、そういった委員会等をクリアしなければならないということになっておりますので、そこで特になければ、何ていいますか、そのままよかったということにはなりませんけれども、この部分はこういうことではないかということになれば、その条項だけを直して、そして成果となるということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私の認識では、こういったものを作りますよ、こういった計画ですよ、そして全て出来上がって、初めてこれが成果品であって、その作業が終了しましたよというふうな認識なのですが、そうではなかったということなのですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ソフト委託といいますか、そういうことでございまして、今、下山議員の言うように、その年度内に全てパブリックコメント、都市計画審議会というものを完結できればよかったですけれども、少し工期といいますか、作業もいろいろな委員会を経過してのそういう事業なものですから、より煮詰めるということで、そちらのほうを、何ていいますか、かなりその部分で時間がかかったというのは事実でございます。本来であれば、一番いい姿は、3月31日をもってパブリックコメントと都市計画審議会が終えることが本当は望ま

しいとは思いません。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） パブリックコメントが終わっていた、パブリックコメントまでがこういうの作りますよ、そしてそれができましたよ、パブリックコメントも終わってそれが出来上がったということですのでいいのですよね。違いますか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 一定の成果をいただきまして、その業務はもう完結はしております。そして、パブリックコメント、都市計画審議会の中でいろいろな意見がありましたらそこに反映するというのでございますので、納品されたものは一つの案として、案としてもほとんど出来上がっているのですけれども、やはりパブリックコメントと都市計画審議会を経なければならないということですので、そのような納め方になっているというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 何か私が今まで感じていたその行政のというよりも、公務員の在り方が何か緩んできているなという感じがしないでもないですね。もしもそのパブリックコメントのやったのが、やったものが3月よりも後であれば、そこで修正があります。修正があつたらもうそこで仕事が終わってない状況だと思うのです。私はもうこれが出来上がって仕事が終わるものが本当なのかなという、そんな思いでもいますから、だからこの一番最後の内容を見ると、これはもう、そもそも予算を繰越明許して、そしてその翌年に払い込まなければならないものだというふうなことをこれを見て考えたのです。今までこれはありませんでした。あまりこのところ見ていません。だからなおさらそう思ったのかもしれないけれども、そういうやり方がこれからまかり通っていくということなのではないでしょうか。答弁ください。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 年度内にパブリックコメントも含めて、都市計画審議会、そういうものを完結させて、納品につきましてはその年の3月という形で納品していただくように、今後、適正管理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） そうではなくて、3月までやりますよというふうになったら、これも含めて全て3月までが本当だと思うのです。パブリックコメントでここ修正しようとなっているのにこれが作ってたらおかしい話ですし、大変なことになりますし、またこれができていないのもう大丈夫なのですよというのが、今までの行政が、行政の在り方というよりも公務員の在り方としては、やはりおかしいような気がするけれども、今そんなような状況で何か緩く感じるのですけれども、そういうふうな感じになっているのですか。そうではないのでしょうか。以前からもそうなのではないでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 実はコロナ禍という部分も含めて、いろいろ会議もタイトになってきている部分もございました。今後、そのようなことがないように、全てパブリックコメント、都市計画審議会、これらについては年度内に終えて、成果物も3月末をもって頂くような、製本ですね、頂くようなことで対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 分かりました。納得はちょっと、すとはんとは落ちないですけども、説明は分かりました。ただ、この適正化計画もその案ということで以前に配られたものがあり

ます。この案が通ったら、この案を消して、これが製本になれば安くできるのかなという思いも正直あります。今までどの計画も、こんなような形で外で作り上げて、そして配布するというよりは、こういった形で配布しているのが今多いです。だから、これでもいいのではないかなというふうな思いがありますよね。それは経費削減にもなるでしょうし、いろいろな形で2回も3回も同じものを作り上げることもないのかなという、案という言葉が消せばそれで出来上がりなのかなという、そんな思いでもいます。分かりました。取りあえずはそのように答弁があったということをお聞かせいただきます。

それでは、続きまして、最終的にバイオマス、その内容でございます。

歌志内市でも同じ燃油を使った温泉施設があるということで、そこだけの話になりましたけれども、新たに今度一元化施設もできるわけで、そちらのほうもそういうことができれば、私、できるのであれば、そういったことも必要なのかなという思いでもございます。それと同時に、やはり歌志内市が、今問題になっている地球温暖化、それに一つでも二つでも対応できるような状況づくりをしていくような、これもやはり大切なことなのではないかと思えます。金額が安くなる、もしかしたら高くなるのかもしれない。けれども、高くなっても、そのほうが今の歌志内市にとって、これからの日本の国にとってもいいことなのかなということも考えられるような状況にあるのかなと思えます。ですから、このことについては、先ほども答弁いただきました。そして質問をしますけれども、さらに主催者側と、そして関係者と話し合っ、て、恐らく歌志内市から行った企業の方々は、何か新たなものが仕事として生まれてくるのかなというふうな思いですとか、違うものに波及していってもらいたいなという思いと同時に、燃油を売っているところでは、これからの心配、そんなこともあるのではないかと思えます。そういった心配をなくすためにもいろいろな話を進めていく、そして理解していただく、そんな活動が必要なかと思えますけれども、それについての答弁もいただきたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） チロルの湯を例に挙げますと、現在使用しているボイラーが3基あります。その3基の出力を合計しますと、170万キロカロリーという熱量となります。この170万キロカロリーを木質バイオマスボイラーの熱出量単位に変換しますと、約2,000キロワット弱という計算になります。今、工事費など数字的なものを申し上げますと、また数字が独り歩きしてしまっても困りますので詳しい数字は申し上げられませんが、インターネット等で調べた内容によりますと、300キロワットのボイラーで工事費、あとサイロの建設、こういったものを含めると、数千万円から億単位の設備がかかるという調査結果が出ているのですが、この300キロワットレベルのボイラー、これだけの設備ですので、チロルの湯は2,000キロワットということになりますので、それ相当の設備費になるのかなというふうに思われます。

また、チロルの湯は、現在ボイラーは浴室から離れた位置にあります。このお湯の温度が下がってしまうというような非効率な部分もございまして、ボイラー棟の移設なども考えていかなければならないというふうに考えております。

いずれにしても、この木質バイオボイラーに関しての知識というのはほとんどゼロに近い状況でございますので、今後勉強を含めて調査・研究は前向きに行っていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに新たなことをするという点に関しては、ストーブを変えなければならないというところから始まって、ほかのものはどうなのでしょう、あとは熱量です

とか、スペースだとか、そういったものもどうなのでしょうかとということになっていくのだと思います。やはり一番いいのは、ガスであり、あるいは燃油である、そういうのが一番いいのかもしれませんがけれども、何せ今、この日本中が、世界中が、温暖化対策、みんなですていかなければならないという状況。歌志内市もそれにやはり多少お金がかかっても手を挙げていくべきだと私は考えているところでもございます。まずは大変なのでしょうけれども、今の温泉施設、宿泊温泉施設ですね、あと新たにできる一元化施設、そしてほかのところでもボイラーの更新、あるいは新たなものにしなければならないというときには、こういったことも変えられるような状況づくりで、やはり職員の方々がいろいろと知恵を絞ってやっていただきたい、勉強してそれをやっていただきたいと思います。そのことをお願いするわけですが、最終的な答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 費用の面につきましては、またいろいろ、もしそうなった場合には、当然議員の皆様にご相談する形になると思いますけれども、またその一方で、補助金等の、どういった補助金を活用できるのかというものを考えていかなければならないと思います。そしてまた環境の問題、こういったものも大きな問題でありますので、これは市として前向きに研究していきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） ありがとうございます。これで、本日の私からの一般質問を終了いたします。以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さんの質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

質問順序2、議席番号1番、能登直樹さん。

一つ、带状疱疹の市民周知とワクチン接種に係る費用の助成について。

一つ、高齢者外出支援交通機関利用助成事業について。

一つ、発達性読み書き障害「ディスレクシア」について。

以上、3件について。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 通告書に従いまして、随時質問させていただきます。件名につきましては3件でございますので、よろしくお申し上げます。

それでは件名1、带状疱疹の市民周知とワクチン接種に係る費用の助成についてお伺いいたします。

带状疱疹とは、水ぶくれを伴う赤い発疹が体の左右どちらかに帯状に出る病気で、強い痛みが伴うことが多く、症状は3週間から4週間程度続き、皮膚症状が治った後も数か月から数年にわたって痛みが続くこともあります。主に子供の頃にかかった水痘ウイルスが体内で長期間潜伏感染し、免疫低下した際など発症すると言われております。そこでお伺いいたします。

①带状疱疹は、50歳以降の成人が発症しやすく、発症率のピークは70歳代と言われており、日本では80歳までに約3人に1人がかかるとも言われております。現在、市としては、

市民の方々に対しては、どのような手段で予防に関する周知をしているのかをお伺いいたします。

②帯状疱疹のワクチンには、水痘ワクチンと帯状疱疹ワクチンの2種類のワクチンがありますが、現在では個人で予防接種する際には高額なワクチン接種費用が自己負担となっております。市としてワクチン接種に係る費用の助成について協議・検討などをしたことはあるのかお伺いします。

件名2、高齢者外出支援交通機関利用助成事業についてお伺いいたします。

在宅生活を支援するサービス事業として、日常生活の利便性と社会活動の拡大に資することを目的に、市内在住の75歳以上の方が年間6,000円分のタクシー利用券もしくはバス利用券どちらかを選択することができます。そこでお伺いいたします。

①現在、タクシー利用券もバス利用券も必要とされない方たちがいます。つまり、日頃の移動手段として自家用車を主とされる方たちですが、そのような方たちには市内で給油できるガソリン給油券みたいな券を作成し、利用の選択肢を増やすことも検討すべきと考えるがいかがか。

②近年の燃油高騰に伴い、交通費等々も値上がりが続いています。助成額の増額見直しも検討してはいかがか。

件名3、発達性読み書き障害「ディスレクシア」についてお伺いいたします。

発達性読み書き障害である「ディスレクシア」は、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不応等が生じる疾患とされております。知能や聞いて理解する力、発話で自分の考えを伝えるには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことを言います。そこでお伺いいたします。

①歌志内学園においてもディスレクシアの疑いがある児童生徒を早期に発見できるような取組が必要と思いますが、現在、歌志内学園ではどのような検査を行っているのか伺います。

②歌志内学園でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要ですが、教育現場のみならず専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや早期療育につなげる必要性もあると思いますが、見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私のほうからは、件名1、帯状疱疹の市民周知とワクチン接種に係る費用の助成についてと件名2、高齢者外出支援交通機関利用助成事業について御答弁をさせていただきます。

まず、件名1の①でございます。帯状疱疹についての市民周知についてでございますけれども、ここ数年、帯状疱疹の予防についての市民周知は行っておりませんが、広報掲載による周知など適宜実施してまいります。

次に、件名1の②でございます。接種費用の助成に関する協議についてでございますが、帯状疱疹予防の2種類のワクチンは、予防接種法に基づき国が推奨している定期接種ではなく、希望者が各自で受ける任意接種ということになっており、これまで市として費用助成に関する検討などは行っておりません。現在、国の厚生科学審議会において、このワクチンの安全性や費用対効果など調査を行い、定期接種化の検討が進められておりますので、その動向に注視しながら費用助成の必要性について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、件名2の①ガソリン給油券のような選択肢拡充と②の助成額の見直し検討につ

いて一括しての答弁をさせていただきます。

本事業は、外出に困っている高齢者等への支援を主体とし、令和3年度からはバスの利用券にまで選択肢を増やし、実施してまいりました。これまで自家用車を移動手段とされる方たちへの支援には至ってはおりませんが、過日実施したふれあい市長室の参加者からも同様の御意見をいただいた経過があります。このため、助成額の増額見直しと併せて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 私から件名3、発達性読み書き障害「ディスレクシア」について、関連がありますので、歌志内学園における対応につきまして、①、②一括して御答弁申し上げます。

歌志内学園においては、ディスレクシアを含め特別な支援が必要な子供に切れ目のない支援を行うため、全ての教員が適切な指導ができるよう校内研修などを通じて必要な知見の取得に努めているところでございます。また、担任や養護教諭、特別支援教育コーディネーターが中心となり、早期に子供のつまずきや困難さに気づき、実態を的確に把握し、一人一人のニーズに応じた対応を図るよう心がけているところでもあります。

御質問にありますディスレクシアにつきましても、日常の授業を通じて早期発見に努めているところでありますが、学校では検査・判断ができないため、疑わしい症状がある場合には、議員御指摘のとおり、保護者に丁寧な説明を行い、専門医療機関への通院を促すなどして、早期療養につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） それでは、随時再質問のほうに移らさせていただきたいと思えます。

最初の带状疱疹の市民周知についてですけれども、今年に入ってよくテレビのコマーシャル、またスマホを持っている方はスマホの広告等で結構目にする機会が増えました。当市においては、今までは周知等々はしていなかったということでしたけれども、一般的に带状疱疹は、加齢や疲労による免疫力の低下に伴い、誰もが発症する可能性がある病気と一般にされております。带状疱疹にかかりづらい体力づくり、また体づくりするためには、食事のバランスにも気をつける、また睡眠をきちんと取ることなど等々、日頃からの体調管理を心がけることが大切と俗に言われております。これも保健福祉課の一環かなと思うのです、日頃の健康管理というものは。また、その年代の方に対して、今は本当、市民周知、私もそうでしたけれども、带状疱疹は年に数名というか、1名、2名かかったという話はよく聞きまして、そんなにすごい病気だということは私も認識しておりませんでした。結構、いろいろ調べていくうちに、重篤なことになることもありますので、これからその50代以上の方に対して何かの講習会の席上ですとか、また個別的に御家庭に伺ったときなど、带状疱疹はこういうものですよ、日頃からこういうことを気をつけていただきたい、そういうものを、広報には出すということなのですが、それはそれで、広報は広報として、やはり日頃のそのお一人お一人の体調管理というものも市として掌握していて、この方には勧めたほうがいいのではないかとこのものもあると思うのです。そういう予防等の周知はやっていかれようという考えはこれからお持ちでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 市民への周知、適宜実施してまいりたいという部分なのですけ

れども、まず広報掲載ということでは、毎月「レッツ健康」というような題目で、1ページ枠をもらいながら健康に関しての市民周知というようなことを行っています。例えば糖尿病についてであったり、高血圧についてとか、いろいろ題目を絞った中でそういうことをしております。実は、担当のほう確認したところなのですけれども、来年2月号の予定で带状疱疹についての予防について載せようかというようなことで協議をしていたというところもございます。最近、どちらかの製薬会社かCMもあるわけですので、その辺含めての状況はひとつ考えていたところがございます。

ほかには、議員おっしゃいますとおり、保健師が関わるいろいろな場面、健診の事業であったり、健康相談の事業であったり、いろいろな場面もございますので、そういった機会を利用しながら、適宜注意事項であるとか、日頃の健康管理、これやはり一番重要だと思いますので、その辺も含めて市民周知を実施していければと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） また、これから冬になると、なかなかお年寄りには外に出られない時期に入ってしまう。ただ、夏場ですと、やはりいろいろな講習会ですとか、またいろいろなサークルですとか、そういう場に結構出てくる方がいらっしゃるの、その一環の中に毎日の保健予防というか、带状疱疹だけではなく、そういうものも今やっているものをプラスアルファにして、ぜひどんどんどんどんこういう带状疱疹、進めていっていただきたいと思います。

来年の2月号に带状疱疹掲載するということなのですけれども、まず本当、私たちも認識として带状疱疹というものはどういうものかよく周知してなかったのが今までなので、まず御高齢の方もそんなに周知というか、自分の中では思っていないと思うのです。その辺をいかにかみ砕いて掲載するかというのが大切なのですけれども、その辺どういうふうな感じで広報に載せようと今ところ考えているか、課長、答弁できる範囲でよろしいので、よろしく願います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） ちょっと内容、細かい部分までまだ検討中ということで御理解いただきたいと思いますが、できる限り分かりやすい形の周知、そこを心がけながら、病気についてはこういうものだよということは当然なのですけれども、それを予防するためにふだんからできること、個人個人ができること、そういうことも含めて予防の方法等周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほども言いましたけれども、带状疱疹とは、過去に水痘に罹患してかかった、水疱瘡ですよ、子供の頃の。自分も含めてですけれども、本当は子供の頃に水疱瘡のウイルス、水疱瘡にかかった方が带状疱疹になりやすいということもあります。その水疱瘡が治った後も、結局私たちの体内に水疱瘡のウイルスが、体内のその神経節に潜伏していると言われております。50歳を過ぎたころから、疲労とかストレス、または糖尿病、またがん等々により免疫が低下したときにそのウイルスがまた再び活性化して、带状疱疹として出ると言われております。そのときに赤い斑点もしくは水ぶくれなどの皮膚の症状だけではなくて、神経にも炎症が起こり、ぴりぴりとするような痛みがあるそうです。私はちょっとかかったことないのでちょっと体感してないのですけれども、本当、夜も眠れないほどの痛みがあるとよく聞きます。

また、神経の損傷がひどいと帯状疱疹後神経痛、PHNと呼ばれる最も頻度の高い合併症を伴うともよく言われています。これは焼けるような、締めつけるような、また神経痛の痛み、ずっきんずっきん。そのような痛みが3か月以上続くとも言われております。また、発症された方の2割が帯状疱疹後神経痛、さっき言いましたけれども、なり、帯状疱疹が現れる場所によっては、角膜炎とか顔面神経痛、もしくは難聴などといった障害も引き起こす場合もあると言われております。

自分もそうですけれども、やはり市民の皆さんも帯状疱疹後の神経痛に至るとこのような症状が達することは知らない、要するにこれだけ重篤化するということは、多分僕も含めて皆さん知らないと思います。本当、行政としても、再度そういう、こういう病気なのだ、これだけ重篤になる可能性があるのだということをもっと市民周知をしていただきたいと思います。

課長のほうからもる御答弁いただいたのですけれども、その辺ひっくるめて最終答弁になるかと思っておりますけれども、その辺、課長もう一度、どういう周知を徹底されていくのか、再度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 繰り返しになってしまうかもしれませんが、本当に重症化ということでは、場合によっては例えば顔に出たりとか、いろいろなこともあったりする方がいらっしゃるようです。

私ごとですけれども、私もちょっとなったことはあるのですけれども、本当に軽く済んでしましまして、正直そのような状況まで考えたことはございませんでした。今こうやって帯状疱疹についての問題提起をいただいている中で、やはりこの市民周知しっかりした中で、中には困っている方もいらっしゃるのかもしれませんが、その辺も含めて、しっかりとした市民周知、心がけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 周知のほう、また徹底してお願いしたいと思います。

また、先ほども後遺症についてはる触れさせていただきましたけれども、本当、目の症状、この辺に帯状疱疹が出ると、角膜炎、結膜炎、ぶどう膜炎等の合併症を起し、本当重症化する、最悪視力低下をして、結局は失明に至ることも多々あるという本当すごい病気だということも今勉強させていただいたのですけれども、顔面神経痛、帯状疱疹を起因とするラムゼイハント症候群と呼ばれる、みんなにもあるそうなのです。難聴、めまい等々の症状が起きる可能性もある、それだけ重篤だと。また50歳以上がかかるともよく言われてます。新型コロナウイルス感染症と診断された方も、やはり体力が落ちているのでかかりやすいということも、アメリカのほうで調査された事例もあると言われております。

帯状疱疹にかからないためには、予防策としてワクチン接種が当市においても必要不可欠と考えます。先ほど課長答弁の中で、国の厚生科学審議会において定期接種の検討が進められておりますと書かれてありますけれども、まず国より先に、我が自治体が率先してこの帯状疱疹のワクチン接種を取り入れて受けさせる、その助成をしようというお考えはあるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 国に先立ってという話かと思っておりますけれども、まず状況としては、国の状況等も注視しながら考えていきたいというのが基本的な考え方になるかと思っております。ほかのワクチン接種いろいろございますけれども、当市で助成しているワクチンという部

分では、ほとんどが定期接種に該当するワクチン接種というようになっていきます。およそ12種類ほどあったかなとは思いますが、その中で、今定期接種以外で実施しているとしたら、インフルエンザワクチンの子供、18歳、高校生以下という感じの部分と妊婦に関わる部分、この辺の助成は行われているのですが、本当にそれ以外は定期接種に関わるワクチン接種という状況でございます。その辺、そこに追加してできればということなのでしょうけれども、その辺も含めて今後の検討課題ということにさせていただきながら進めてまいりたいというふうには思います。ちょっといつ、先にできるかとかそういう話ではなくて、申し訳ないのですが、十分その辺も検討した中で進めていきたいというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 基本的にこれも带状疱疹、定期接種ではないということで、今、市は、一応基本的には定期接種のみという助成ということなのですが、課長答弁の中にもあったのですが、本当带状疱疹のワクチン接種に対して国も助成がないという感じで、全額が自己負担の任意接種となっているということです。

带状疱疹のワクチンには、50歳以上を対象とした国内で薬事承認された2種類のタイプがあります。課長答弁もありました。2種類のタイプということで、一つ、皮下注射による水痘ワクチン、ビゲンと呼ばれる生ワクチン、これは1回接種するのみで金額が大体7,000円から1万円程度と言われております。予防効果としては、接種から5年間程度、発症抑制率は70%に抑える効果があるとされているこの生ワクチンタイプですが、もう一つのタイプが筋肉内注射ということで、带状疱疹ワクチン、シングリックスと呼ばれる不活化ワクチンで、2か月間隔で2回接種するタイプなのです。この2タイプなのです。この2回接種するタイプは、2回の合計金額が約1回2万2,000円、合計2回ですので、4万4,000円程度かかると言われております。これは病院によって多少の前後、費用は異なるとは思いますが、この2回接種するほうは、8年後でも84%の有効率に抑えられる、抑制効果があるとされておりまして、ですが、結構高価、高価ですね、やはり1万円からその4万4,000円というのは自己負担となると。高価なので、受けたくてもワクチン接種をやめてしまう人が多々いると私の耳にも入ってきております。やはりこういう高齢者の方には、ワクチン接種が今のところは何よりも一番の重症化にならない、また重要だと思いますし、現在のコロナ禍のストレスなどでも患者の増加につながっている数字も出されております。こういうものでありますので、市としても今、コロナ対策に使える国の地方創生臨時交付金、こういうようなものを財源活用しながら、带状疱疹の予防接種の助成に向けて、事業として行うことも本当今後必要かなと思います。先ほど言いました5年から10年発症しない、1回受ければ大体抑制されるということなので、50歳で受けると60歳過ぎまでは受けなくていいということで、そんなにそんなに金額もかかってこないと思うのです。ぜひこの辺も、課長、これから検討することだったので、地方創生臨時交付金、こういうものを活用してできますので、その点どうでしょう。本来は、来年できれば一番ベストだと思うのですが、その辺もちょっとまた考えていただけたらと思うのですが、その辺いかがでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 議員おっしゃるとおり、大変高価なワクチンなのです。七、八千円という話から1回2万円の4万円もかかってしまうということなのですが、確かに効果ということでは、ある程度の効果は見受けられる話ですし、受けたいと思う、もう少し安かったらとかあるかもしれませんが、そういう市民の方もいらっしゃるのだと

思います。ただ、いきなり簡単に進められればいいのですけれども、この交付金の関係とかも含めて十分検討させていただいた中で考えていきたいというふうに思っておりますので、その辺御理解いただければなというふうに思います。本当にできれば来年とかはつきり申し上げればいいのですけれども、ちょっと今の段階ではもう少し検討の時間、そういったものをいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 本当、結構高価なものになります。2回受けるほうでしたら4万4,000円掛ける、10人いれば44万円、20人いれば88万円、だんだんだんだんかかっていく、ですけれども、やはり歌志内市民に少しでも長生きで元気で日常を過ごさせていただきたい、そういう思いがあれば、やはりそういう带状疱疹、かかる人も本当、年に私も10人は聞いたことがないです。5人ぐらいは聞いたことあるけれども、10人はいなかったのですけれども、5人ぐらいなので、何とかその予算を捻出していただいて、接種できるように、助成できるように。また、この近隣町村では、今現在、本当に正直言って行っているところはありません。行っているところは、札幌市ですとか旭川市ですとか、大きな都市になります。あと本州でも何か所かやっています。そういうところは全額助成にはなっていない。半額助成とか幾ら幾らの助成とか、これに対しては1回のみ助成ということになってます。まず最初、その助成という基礎をつくっていただいて、将来的には本当に全額負担していただければいいのですけれども、まずその50%なり60%なりが市で助成していただいて、そういう接種をしていただく方を増やしていただく、これが歌志内市民、高齢者の方にとって喜ばしいことかなと思います。その辺をまたぜひお願いしたいと思っております。

ただ、あと市民周知の件にまたちょっと戻るのですけれども、今現在ワクチン接種が受けられるのが、自分も調べたのですけれども、この近辺では滝川の市立病院と、あと皮膚科の病院ぐらいしかないのです。砂川の市立病院では受けれないということなのですけれども、その辺はぜひ受けたいという方には、こういう病院で受けられますよ、こういうところで受けられますよという市民周知も必要なかなと思いますけれども、そういうものも記載していただければありがたいのですけれども、その辺は課長、どうでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 予防接種ができる病院についてですけれども、近隣では、何と申しますか、水痘ワクチンのほうでしたらうちの市立病院でも、取り寄せをして予約いただいというような形になろうかと思っておりますけれども、そういう対応はできる状況はございます。近隣も同じだと思います。带状疱疹ワクチン、その2万円するワクチンのほうは、近隣の病院でもなかなか実施しているところがない状況があります。ただ、個人病院で1か所、滝川の皮膚科の個人病院でやっているよというのは聞いたことがあるのですけれども、近隣ではそこくらいかなという感じかなと思います。その辺も含めてしっかりと周知ができればというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） ぜひ、本当、先ほどからも言いましたように、1回受けると5年から10年ぐらい受けなくても、受けなくてもと言ったらおかしいのですけれども、予防接種の抑制ができますので、ぜひ、この近隣町村やってませんので、我が市が最初に手を挙げてそういうものを取り組んでいただくと、この近隣町村にも波及効果があつて、そうしたら、歌志内市がやっているから私のまちでもやろうかということになりますので、その辺をぜひ我が市が一番に、最初に予防接種をしていただきたいと思っております。そして、本当、歌志内市民が元気で毎日

過ごせる、そういう形を御高齢の方に生活を送らせてあげるのもやはり行政の仕事だと思いますので、その辺、ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、次の高齢者外出支援の交通機関助成事業についてちょっとお伺ひします。

現在、バス利用券とタクシー利用券6,000円、75歳以上が対象とされています。ただ、まだまだお車で、75歳以上過ぎてもお車で運転される方がいらっしゃいます。そういう方から聞きますと、バス、たまにしか使わないし、タクシーもほとんど使わないのです。本当、頂くのはありがたいのですけれども、使わないときもあるのです。それならば、その6,000円分のガソリン券を市内で給油できるような、そういう券というものもよろしいのではないですかというお話がありました。ここにも、先ほど課長答弁にもありました。ふれあい市長室の中でもそういうお話が出た次第です。やはり選択肢をもう少し増やして、やはり高齢の方がもっと外に出れるような、そういう機会を増やしてあげたい、そのためには自分の車で、マイカーでどこどこ行きたいねというときに使えるような、そういうガソリン券もいいのかと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 高齢者の外出支援ということでこのような事業行っているところでございます。これまでタクシーとバス券というような方向で進めさせていただいていたのですけれども、正直外出に困っている高齢者たちへというような形で進めていたものですから、ちょっとお車で自由に外出できる高齢者の方に対する支援というには至ってなかったと。正直、そこまで考えが及んでなかったというのが現状でございます。その辺、十分協議させていただいた中で検討を進めさせていただければと思っておりますし、併せて助成額の額の増額等も含めての見直し、こういったことも検討させていただければというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今課長がおっしゃったとおり、そもそもこのバス、タクシー利用券は、やはり外に出れない高齢者の方のために何とか外に出してあげようということでバスまたタクシー利用券というものができたということは承知しております。ただいかにせん、やはりそういう自分の車で運転される方が結構増えてきているというのも現状でありますので、まずそのガソリン券も含め、または、今のところバスとタクシー券どちらかなのですよね。バスならバスの利用券、タクシーならタクシーの利用券と別れているのですけれども、これをミックス、要するにバス券3,000円、タクシー券3,000円という、合わせて6,000円、そういう形にもできないか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 今現在、タクシーとバス券ということで、どちらかを選んでもらう。金額については同じ額なのですけれども、タクシー券については、500円の券が12枚ついているというようなことになりましたが、バスの利用券については、要は要するに中央バスの回数券という形の中で、100円券が60枚ついているというような内容でございます。やり方、この令和3年からバスの利用についてもバス事業者と協議した中で進めさせていただくことになったのですけれども、一旦買取りをした中で精算をするような形で進めたりしています。本当にやり方だと思うのですけれども、ちょっとその辺も、例えば半分ずつとか、そういうことが可能かどうか、ちょっとその辺も検討させてもらわないと、相手方もある部分なのですけれども、そこも含めて検討課題とさせていただければと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） そうですね、労力がちょっと増えますけれども、その辺も選択肢を増

やすということに対してはいいのかなと思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。また、課長のほうからも、増額のほうも検討するという事だったのですけれども、6,000円、本当、燃油が高騰して、ガソリン代結構上がってます。また交通費等々も上がってます。今までこれで行けたところが、タクシーではこれでは行けない、この金額では行けないという情勢もありますので、まずその6,000円という、最低6,000円、けれども上限をもっと上まで増やしていただいて、何とか1万円とかそういう金額までしていただきたいと思いますので、その辺も併せて検討していただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

個々のいろいろな方がいらっしゃいますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の3番目の件名の発達性読み書き障害のディスレクシアについてですけれども、次長のほうからるる御答弁いただきました。ディスレクシアは、次長もよく御存じかと思えますけれども、知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題が今のところないと。けれども音読や書字、字を書くことの習得が困難とされております。また、音読ができたとしても、読むスピードが遅かったり、文字、漢字ですとか仮名の形を思い出すことが難しいとされています。文字が書けないとか、またよく間違えたり、文字を書くことができるけれども、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるというのがディスレクシアと言われてます。そういう方、児童は、文章を書くのに非常に時間かかるとも言われております。一番重要なのは、読むと疲れると。読んでいるうちに疲れている、要するに脳が疲れてくるのか、要するに読むこと自体が疲れてくるという、体力を消耗すると、そういうふうに使われています。そのため、だんだん文字から遠ざかって勉強が嫌いになっていくと。日本では発達性読み書き障害と呼ばれてますけれども、大体今、日本の小学生の7%から8%存在すると言われております。したがって、読み書きを苦手とする児童、大体クラスに平均二、三人いると言われております。そこで、現在、本学園にそういう該当されるような児童はいるのか、もしくは現在なくても過去に在学していたことがあるか、その辺の確認をしたいと思えます。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 学園のほうにちょっと確認いたしました。そうしますと、現在は該当する児童生徒は在籍していないということではございますが、過去には疑わしき児童生徒がいた時期があったということは聞いております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 現在はいないということだったのですけれども、昨日の道新にも載ってました。これ発達性障害ということで、ディスレクシアに限らず全面的なもので、大体調べたら増加していると。8.8%いると。主にやはり小学校、中学生、我々歌志内でいく歌志内学園児童1年生から9年生に当たる方なのですけれども、そういうことも新聞に昨日掲載されておりました。その中で、今はいないということなのですけれども、過去に疑わしき児童がいたと次長答弁がありましたけれども、そういうときの対処の仕方は、どのような対処をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） 過去の対応でございまして、漢字が苦手な場合、教科書やテストの問題文の漢字にふりがな、ルビを振るなどして、いわゆる合理的配慮を行ったとのことではございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） そうですね、ルビ、仮名を振ったり、そういうのもいいと言われてい

ます。ただ今現在、昨日の新聞では、児童が増えたのではなく、先生、教師が発見する機会が増えたので8.8%という数字になりましたということに記載されてました。現在、歌志内学園にはいないということになってますけれども、それは検査とかはできませんので、やはり教師もしくは誰かが見つけてあげることが肝心かなと思うのです。それが実際そこまで目が行き届いているかどうかちょっと確認したいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） ふだんの授業の中で早期につまずきや困難さを気づくよう、学校のほうでは努力しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） まず、教師が児童一人一人にどう目配りをするか、またその子とどう接していくかによってその早期発見ができるのかなという認識であります。

こういうことも書かれてました。やはりディスレクシアには早期発見が必要とされていると。また次長の答弁の中に、支援が必要な子供には、切れ目ない支援行くと。担任や養護教諭、コーディネーターが早期に子供のつまずきや困難に気づき、実態を的確に掌握し、一人一人のニーズに対応するというふうに答弁されてました。ぜひこの次長答弁のように、やはり児童お一人お一人にどれだけ教師または養護教諭、コーディネーターが付き添ってあげて、そういう方をいち早く察するか、それが大事になってくると思います。

今、実際、歌志内学園ではGIGAスクール構想で、タブレット持ってやっております。問題点となるのは、やはり読みの負担とも言われております。読むと疲れが生じる、疲れるから次第に文字を読まなくなる、語彙が不足していくと。結局、読むことは精いっぱいでも内容も理解できない。読解力も身につかない事態になっていると、こういうことがうたわれています。

学校でできるサポートとしては、今言いましたけれども、GIGAスクールで一人一人タブレットはあります。また、黒板をノートに書き写す代わりに、そういうタブレットで写真を撮ったり、あとタブレット端末で文章を入力したり、これもやっているとは思いますが。そういうことも、かなりの障害の軽減にもなると言われております。また宿題、よく出されるのだと思います。提出をタブレット端末で提出することや、教科書についてもデジタル教科書のルビ、先ほど次長が言いましたルビ振りや機能、読み上げの機能を活用することなども効果的と言われております。こういうことをぜひ活用していかれているのだと思いますけれども、GIGAスクール構想の中で、こういうタブレットの活用ということをどういうふうにされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山岸教育次長。

○教育次長（山岸康治君） ただいま議員から御指摘のとおり、ノートの代わりにタブレットへの入力をしたり、黒板の撮影などを認めるなどのいわゆる合理的配慮による支援を行っている事例があるということは承知しております。状況によりましては、タブレットのさらなる活用、また今後導入されるであろうデジタル教科書の活用も視野に入れる必要があると思っておりますので、そのような対応も、今後歌志内学園においてもしていきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） せっかくのGIGAスクール構想ということでお一人お一人タブレットを持つ機会が増えました。やはりこういうことも発達障害の軽減になるということも実証済みとなっておりますので、さらなるやはりタブレットを活用されていって、そういうディスレクシアの児童生徒を一人でも少なくしてあげる、また世に輩出する、これもまた歌志内の教育委員

会の責務かなと思います。また学校もそうですけれども、まずそういうものをどんどんどんいいものは取り入れて活用していく、これがいいのかなと思います。

そこで教育長にお伺いしたいと思います。今、非常にいろいろ質問させていただきましたけれども、いろいろな観点からも保護者の理解は必要不可欠、どうしても保護者の、保護者がどうしても駄目だと言ったら、やはり教師と言えども、学校と言えども、病院行ってくださいね、してくださいと言えませんが、保護者のそういう必要というのも不可欠だと思います。合理的配慮への理解をほかの児童生徒へ保護者に周知することも、これは絶対必要なことと思っています。特別扱いしていると、やはり誤解からいじめにつながってきたりしますので、合理的配慮を受け入れられないことを防ぐ必要がある、必要不可欠となっています。まずは保護者を対象に発達性ディスレクシアに関する分かりやすいリーフ等々を作成して、学習会や講演会を開催しながら、その発達性ディスレクシア、また昨日の新聞に載っています発達性障害の全部の困難に関してですけれども、そういう理解を促す必要が今後必要になってくるのだと思います。こういうリーフを作ってですとか学習会、講演会をどんどん行っていただきたいという思いがありますけれども、教育長としては、これからのそういう教育現場、またはそういうものに対する見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 答弁の御指名がありましたので、お答えをしたいと思います。

学校現場にいた身としては、先ほど議員がおっしゃられたいわゆる特別支援教育に対する理解が深まってきたがために、いわゆる昔でいう障害児教育という部分の認識度が高まってきた、これは全くその事実でございます。歌志内において私も勤務した中でも、やはり特別支援に対する理解はどんどん進んできて、相談というケースもたくさん学校現場でございました。したがって、保護者の関係ですけれども、これからリーフレットなんかを作ってというようなお話もありましたけれども、既に学校では、保護者会、いわゆる授業参観時に学級担任あるいは小学校においては校長が講和する場面がありましたので、実際私もそういう部分で学力に関する、健康に関する、それから特別支援に関する用件を十分お話をさせてもらっていたことがございます。したがって、実際に現学園になりましても、保護者の理解もどんどん進んできていますので、そういう部分では、やはり今後も学校同士でいろいろな形で広めていく必要があるかなと。ただ、広め方によっては、リーフレットということになりますと、その部分については特段独り歩きしてしまう可能性が出てまいりますので、やはり保護者全体に関わってのいわゆる教育という観点あるいは特別支援、それから今、国連では特別支援自体が駄目なのですと、そういうような考え方で日本にも指摘がされています。いわゆるインクルーシブ教育として、教育はみんな平等の中で、同じ環境の中で、皆同じように受けなければならないという観点がございます。したがって、普通教室の中でいわゆる特別な支援を要する児童生徒も通常の児童生徒も一緒に教育を受ける。ただ、そこにはやはり到達度の差がございますので、たくさんの人を入れていかなければなかなか目指すところの教育は難しいかなと私は考えております。実際問題、今、そういう形で学園のほうでも通常学級において活動する児童生徒もいますので、そういう部分では歌志内としても積極的に取り組んでいるところでございます。したがって、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな機会、場所において保護者への啓発、お知らせ等については必要かと感じておりますので、教育長となりました私においても歌志内市の教育として特別支援、インクルーシブ教育を進めながら、子供たちの学力、それから体力、それから徳育と言いますけれども、心の問題も含めて全ての観点でいろいろな対策を練っていききたいと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 今、教育長から御答弁いただきました。今通常、やはり昔みたいに特別支援学級というものはなくして、同じレベルで、同じ学級で、同じ教室で皆さん一緒に勉強学びましょうよということになっております。確かにできることはできます。やはり遅れる子は遅れます。これをやはりリカバリーするのも教師であり、市の行政の役目でもあると思います。ただ、その中で本当、特別視された場合、先ほど言いたいじめとか、何々ちゃんはその先生に好かれているからいつも何かあれだよねとかという、そういういじめの原因にもなります。そういうところもやはり気をつけていかなければ、せっかく同じ場所で勉強してやる気を出している子供も、そういうふうに見られているのだなということで、やはりまたひきこもりとかそういうのにつながる可能性もあります。そういうのもやはりこれから注視をしていって、ちゃんと教育現場で目を通していただいて、不平等のないような学校生活を送らせてあげたい。また、誰も取り残さない児童生徒をつくるというのも、またこれ教育現場かなと思います。

やはり今、少数制ですけれども、10人が1学級だったら10人が同じ卒業して、同じレベルくらいになって、次の学校に上げてやる、これがやはり歌志内学園の今の根底だと思います。その辺を十分、新教育長となられた、頑張っていただけたらと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さんの質問を打ち切ります。

質問順序3、議席番号6番、本田加津子さん。

一つ、交通弱者に対しての移動手段支援について。

一つ、公共交通を維持するための取組状況について。

一つ、宅配サービス・御用聞きなどの買い物支援について。

一つ、ひとり親世帯への支援について。

以上、4件について。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 通告書に従いまして一般質問いたします。よろしくお願いたします。

件名1、交通弱者に対しての移動手段支援について。

移動手段支援については、次年度以降に公共交通などを利用した実証実験を実施し、利用状況や市民ニーズなどを把握し、利用料金も定額制で設定したいとお考えを第3回定例会でお聞きしました。そこでお伺いたします。

①実証実験を実施するに当たり、実施時期や実験参加者募集など、具体的な実施内容について伺います。

②利用料金設定内容について伺います。

③交通弱者全般を支援の対象とするのかお考えを伺います。

件名2、公共交通を維持するための取組状況について。

中空知地域公共交通活性化協議会より公共交通に関するアンケート調査票が無作為抽出した市民宛てに郵送されました。そこでお伺いたします。

①歌志内市は3地区580世帯を対象にアンケート調査票が郵送されたということですが、回収率について伺います。また、回答結果は整理されているのか伺います。

②歌志内市において公共交通を維持していくために現在取り組んでいる内容、今後取り組んでいく内容について伺います。

③路線バスの停留所までの道のりが困難な市民はタクシーを利用しますが、営業車の稼働台数によっては希望の時間帯に乗車できないことも多々あります。

そこで、1台の営業車で複数人の乗車が可能な乗り合いタクシーを利用する移動手段についても考えていくべきと思いますが、乗り合いタクシー導入についてのお考えを伺います。

件名3、宅配サービス・御用聞きなどの買い物支援について。

購入した商品を自宅まで配達してくれるサービスを利用している市民が多くいます。第3回定例会にて、来春オープン予定の出店事業者との間で宅配サービスを実施することで協議が進んでいると聞きました。既存の市内食品小売業者では、顧客サービスの一環として宅配サービスや電話注文での配達サービスを実施しており、利用者も多数います。そこで伺いたします。

①第3回定例会にて、来春オープン予定の出店事業者との協議では、御用聞きのようなサービスの提供は実施困難という回答であったと聞きました。そのことから、今後は既存事業者によるサービスの拡充を含めて検討を進めるということですが、具体的にどのような検討を進めているのか伺います。

件名4、ひとり親世帯への支援について。

ひとり親家庭の実に2世帯に1世帯が総体的な貧困の生活水準となっており、特に母子世帯の80%以上は、就労しているにもかかわらず非正規雇用者が多く、昨今の光熱費高騰や物価高騰などにより非常に厳しい状況に置かれています。ひとり親が安定した職業につき、経済的自立ができるように各種資格取得を目指そうと決意しても、大きな壁となるのが金銭的な問題ではないでしょうか。そこで伺いたします。

①厚生労働省では、母子家庭の母または父子家庭の父の経済的な自立を支援するため、自治体と協力して就業支援に取り組んでいます。当市の自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業などの取組状況について伺います。

②当市の償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付事業についての取組状況を伺います。以上です。

○議長（川野敏夫君） ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

理事者答弁、東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから件名の1、交通弱者に対しての移動手段支援について、御質問の①から③につきまして、関連がございますので一括して御答弁申し上げます。

公共交通を利用する実証実験につきましては、新たな高齢者の外出支援と公共交通の利用促進との観点から、市内移動に限った地域公共交通の取組として行うものであります。

実施の時期につきましては、新年度の4月からの開始を目指すこととしており、参加者を募集するという仕組みではなく、利用可能な対象者を定めることとなりますが、基本的な枠組みとしては、現状の高齢者外出支援事業をベースに行うこととして、保健福祉課と検討を進めて

おります。また、利用する際の自己負担額につきましては、路線バスは100円、タクシーは500円を想定し、新年度予算への計上を予定しております。

これら新年度に取り組みます新たな高齢者の外出支援の拡充につきましては、商業施設が設置されることにより、市内での生鮮食料品をはじめ日用品等を買そろえる環境が整うことを契機として、高齢化率50%を超える本市の現状を踏まえ取り組むものでございますが、今後の公共交通機関の在り方を見据えながら、関係所管と連携し、必要な対策を講じる考えでございます。

続きまして、件名の2、公共交通を維持するための取組状況について、①のアンケート調査の回収率等についてでございますが、中空知地域公共交通活性化協議会による住民アンケートにつきましては、本年9月から10月にかけて実施されたところであります。市内への配布は、最終的には570世帯で回収率37.2%と聞いております。また、アンケート結果につきましては、おおむね取りまとめが終了しており、年明け1月中旬以降に予定されている次の同協議会の中で報告される旨、確認しております。

続きまして、②の公共交通の維持していく、現在取り組んでいる内容等につきましては、件名の1の交通弱者に対する移動手段支援についての御質問の中でも御答弁申し上げましたが、新年度において新たな高齢者の外出支援と公共交通の利用促進を目的として、市内移動を限定とし、既存公共交通を活用する取組などが現状の公共交通を維持するための具体的な取組の一つと捉えております。今後におきましても、現在中空知地域公共交通活性化協議会で検討されている中空知地域公共交通計画との連動を図りながら、既存公共交通の現状維持を基本とし、市民の利便性向上や運業者への支援など、市独自の制度導入を含め、公共交通の維持に取り組むこととしております。

続きまして、同じく③乗り合いタクシーの導入等についてのお考えということでございますけれども、公共交通維持・確保を図ることは、市民生活の基盤を守るとともに、市内外との交流をはじめ地域振興のためには欠かすことができない重要な課題の一つと認識しております。このため、一般的に言われている交通の空白地域がない本市においては、まず公共交通を維持・存続することを前提とした取組を優先する考えでございます。しかし、個別に対策を講じることが必要な市民ニーズに対しましては、実態を把握するとともに、最善の方法を探るべく行政と地域が一体となり検討する仕組みづくりが必要と考えており、御質問にある乗り合いタクシーにつきましても、導入の是非について事業者を含め協議したいと考えております。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 私のほうから件名の3、宅配サービス・御用聞きなどの買い物支援についての①サービスの拡充を含め具体的にどのような検討を進めているのかについて御答弁申し上げます。

御用聞きサービスにつきましては、実際に行っている既存事業所におきましても、お客様から注文を受けた時点、さらに自宅にお届けした際に誤った商品を配送するなど、多くの苦勞があると伺っております。

これまで社会福祉協議会における収益事業として打診してまいりましたが、御用聞きのためのノウハウや人的な面を含め、多くの課題があることから、具体的な導入検討には至っていない状況にあります。しかし、高齢化が進む本市において、買い物の利便性向上を図る上で、御用聞きサービスは大変有効な手法と考えておりますことから、引き続き社会福祉協議会との協議を継続してまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私のほうからは、件名の4、ひとり親世帯への支援について御答弁させていただきます。

まず、①の自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業などの取組状況についてでございますが、本市におきましては、これまでこれらの事業の取組実績はございません。しかし、最近、市民からの問合せがあることから、事業内容について精査するとともに事業実施の必要性等を含め検討することとしております。

次に、②でございます。償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付事業についてでございますが、本事業につきましましては、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業の該当者に対する貸付事業であることから、これまで取組実績はございませんが、自立支援教育訓練給付金事業等と同様に検討することとしております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問という形を取らせていただきます。

まず、移動手段についてですが、先ほど伺った答弁でほぼ内容につきましては理解させていただきました。

まず、ちょっと初めに確認というかちょっとお聞きしたいのですが、先ほど課長御答弁でもあった4月からの開始を目指すこととしておりということなのですが、これ始めるに当たって公共交通機関、バスですとかタクシー事業者、この業者とは、やるという合意というか、そういうことはもうオーケーですということを取れているという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今年度いろいろ、今年、新年度初めから協議を始めておまして、基本的に事業者、両事業者からは、この事業を行うことに対しての基本的な考え方の合意は得ているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。

先ほど伺った年齢制限、現状の高齢者外出支援事業をベースにということなので、75歳以上という考え方になるのかなと思うのですけれども、それですね、交通弱者と言われる人たちも、ほかにも75歳になってない方でも車の免許を持っていない方ですとか、障害を持っている方ですとか、そういう方もいらっしゃると思います。そういう方、高齢者外出支援事業のほうのサービスの提供を受けていると思うのですけれども、そういったものを受けてなくても免許を持っていないとか、免許を取れないような方というのもいらっしゃると思うのです。そういった方々全般にも、この乗車実験というのですか、こういったものに参加していただいて、どのぐらいの需要があるかというのを調べていくのも実験の効果というか、成果が出るのかなと思うのですけれども、その辺、年齢のところをちょっと、もうちょっと柔軟に考えていただきたいと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今のところは、制度設計が今確立したわけではございませんけれども、今の保健福祉課でやっております外出支援の事業をベースとしてまず実験をしてみようというところでありましてけれども、それは年齢、それから対象者を絞るのか、絞らないのか。例えば、運転免許を持っていない方、もしくは運転免許を返納する方だとかといったこと

も含めて、今、最後の、最終の制度設計の詰めを所管と詰めていこうという段階でございます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） それを聞いて、ちょっと安心しました。やはりこういったものがあるれば、今まで自転車で移動していた方とか歩いていた方だとかも、やはり何らかの事情とか理由があって車を持っていない、車の免許を持っていないという方もいらっしゃると思うので、そういった方たちにもそういった移動支援の道というのですか、受けられるような、そういった仕組みというのをつくっていただきたいなど。

あと、これタクシーを利用するときは、ある程度の年齢制限だと、あ、この人免許持ってないとか、名前を言ってタクシーが配車になって、そこのお宅に行くと思うので分かると思うのですが、バスは不特定多数の方が利用しますよね。例えば70ちょっとの方で、お元気だけれどもふだんは車に乗ることもあるけれども、あまり乗らないけれども、では今日はバスに乗ろうかといってバス乗ったときにぽんと100円入れるとしたら、乗務員は気がつかないかなと思うのです。この人、どこの人と。そういったことは、何かバスの事業者とはどういった判別をつけるのかということころまでは、これから話すのですか。何かありますか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 本人確認というところがネックになってくるわけなのですが、あまり煩雑にしたいくはないという考えではございますけれども、やはり金券に近いこととなりますので、今の段階での考え方としては、本人確認ができるような証明書みたいなものを一緒に発行して、それと同時に見せるような仕組みができないかなというふうには考えておりますけれども、バスの場合は、いわゆる100円を入れて、そのまま券も一緒に入れることとなりますので、その券を持っている方は対象だというふうにカウントしなければならないかなというふうには考えておりますが、より精度を高めるためには本人確認をする、そういった証明書ということの発行も検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 例えば今課長おっしゃったようなことでやっていくとしたら、ある程度自分が該当するから証明書欲しいという申請手続とかも必要になってくると思うのですが、それもでは、新年度までの間に何らかの仕組みをつくってやっていこうというか、やっていくお考えで理解していいですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 非常に、保健福祉課のほうでは、4月に入ると温泉利用券の交付だったり、先ほどのタクシー、バスの外出支援の交付であったり、立て混み合う時期でございますので、その辺のところもスムーズに交付できるようなやり方を、これからまだ時間もございますので、詰めていきたいなというふうに考えています。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。うまくいろいろなことの仕組みができて、一遍に何もかもが全て成功するとは限らないので、いろいろなことをやりながら問題点とかも見えてくると思うので、いろいろなことを市民のために考えていただきたいなど。

あと、これちょっとお伺いしたいのですが、市内をバスに乗るとしたら、100円を払えば自分の乗りたいところから降りたいところで降りれるというような今お考えでいるのですけれども、例えば歌志内の本町からバスに乗りましたと。歌志内学園前で降りるのではなくて、本当は砂川市立病院に行きたいのだと。砂川の病院まで行くとしたら、私がもしその立場だとし

たら、本町から歌志内学園前までは100円を払って、あと歌志内学園から越えた文珠峠から砂川市立病院までの運賃は実費ということで払う、そういう考え方でいいのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 多分、利用する方は、そういったことを望まれるかと思われませんが、今回の制度につきましては、先ほどの答弁でもお話ししておりますけれども、市内限定ということで、乗務員にもあまり煩雑なことになると対応できないということは事業者のほうからと言われておりますので、基本的には市内のみ。ですから、市内から市外に出るときは、その制度は使えないということにしたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。市内でそうした用事が済む場合はいいと思うのですが、やはり歌志内の病院では見てもらえない病気というのを持っている方も結構いらっしゃるのですよね。そういった方が一番、やはり何が大変かという、移動に係る費用、こういったものが大変だということもよく聞くので、この辺、砂川市立病院、いろいろなことを一遍にやるということは大変かもしれないですが、その辺また、いろいろな利用する方のニーズとかも把握しながら、どんどん市外に出ても、市内までは100円で賄えても、その後は実費でという何かうまい仕組みというのをつくれば、結構市外から今砂川市立病院まで片道560円で、これ市内100円カバーされると、文珠峠から砂川市立病院までだと350円ぐらいで行けるので、150円ぐらい、往復で300円浮くのです。300円浮くと、昼食、何かパン二つぐらい買えたりとか、そういったことも出てくるので、そういうことも考えて、ちょっといろいろ仕組みというのをつくっていただきたいなというふうに思います。

あと、バスのほうは、乗務員がきちんと乗った数とか整理券とか取るので分かると思う。あとタクシーの場合なのですけれども、これ該当する方が電話をしてタクシー呼びますよね。もしそこでその方が1人乗って、次ここでこの人乗せてという場合とかもあると思うのですけれども、そういった場合はどうなのですか。もしそれがとても若い人だったりとかそういった場合、あまり考えられないのかなと思うのですけれども、そういう場合も最初に頼んだ人がその定額制の料金の利用できる対象者の方だったら500円定額ということでタクシーに乗れるという考えでいいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 多分、様々なパターンがあろうかと思うのですけれども、あとはタクシー事業者のほうの、今言われた多分話というのは、相乗りということになるかと思うのですけれども、制度上は、今一部認められているのがあろうかと思いますが、ただそれが例えば身内の方で途中寄って乗せるとかいうところを規制しているとは、いうふうにはなっていないと思いますけれども、そこは最初にタクシーをお呼ばれした方が高齢、対象者であれば途中乗せて、それもあくまでも市内限定でございますので、その部分はその中に含めても問題ないかなというふうには考えられると思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。いろいろなパターンが、一遍にはこういうパターンというのは全部出てこないと思うので、その都度その都度いろいろ協議していくのかなと思います。

今、実際、コンビニですとかお買い物行くときに、タクシーを呼んでお買い物をして、そのお買い物している間にタクシーをちょっと待っていてくれと、その駐車場に待っていても

らって、また帰りもそのタクシー乗って帰られるというタクシーを利用する方もいるのですけれども、そういった場合は、タクシー呼んだの1回だから500円だけ払えばいいのか、行きと帰りで2回という計算になって1,000円払うのか、その辺は何か考えてますか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） そういった方もおられると思われまして、実際にそういうふうにお使いになっている方いらっしゃると思いますけれども、今回の制度、支援の部分に関しましては、際限なく利用していただくということではございませんので、一定の自己負担が伴って御支援をしていくという制度でもありますので、現状では、今考えているのは、そういった待ち時間という待機は該当させない方向で話をしていく、制度をつくっていくということになるかと思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） では、そんなに長時間待たせる人はいないと思うので、銀行にお金を下ろしに行ったとしても、幾ら窓口が混んでいても、10分、15分ぐらい待てば十分かなということもあるので、その辺はあまり制限はしないという考えということで理解しました。

あと、これタクシーを利用するのも、先ほどバスに乗って砂川まで出た場合は、歌志内間も定額料金は該当しないという考えで、自宅から砂川までの運賃は自己負担という考え方と同じでいいですね。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 先ほどのバスと同じでございまして、市内限定ということで、市外に出る場合につきましては、その乗務員の負担の部分、煩雑になることもございますので、あくまでも市内の移動を限定ということにしたいというふうに考えています。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。

あと、先ほど課長の答弁で、バス100円、タクシー500円を想定し、新年度予算への計上を予定しておりますという答弁がありました。実際どれぐらい、雲をつかむような数なので、いろいろ金額にすると大変なところもあるので、どのぐらいのこれにかかるような予算を、今、組もうとお考えですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今、議員がおっしゃるとおり、実際のところは雲をつかむような話なのですが、想定される予算規模につきましては、1,000万円を超えるだろうというふうに、これは年間ですけれども、超える規模になるだろうというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。

やってみないと何とも言えないことだと思いますので、これをしていただくことで大変ありがたくて、移動がスムーズになる市民もたくさん出てくるのかなというふうに思いますので、いい点、悪い点、絶対あると思います。それをいろいろ協議しながら、私たちもいろいろな方から聞いたこと、気づいたことがあれば、どんどんお伝えしていきたいと思いますので、これに向けてやってください。

あとタクシーですね、やはり使うとなると、1人の人が月に何回も使ったりする場面もあるのですけれども、これ1か月1人何回までとか、そういった上限とかはつけないのですよね。どうでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それにつきましても、実は実証実験というか、お試しをまずやってみて、どれほどの利用者がおられるのかということを見極めながら、制限を設けるのか、設ける必要がないのか見極めていきたいなというふうに考えています。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。ぜひ、やはりバスに乗るよりはタクシー利用したほうが便利だと思う方がたくさんいるというような、自分もそうなるのかなと思うのですが、タクシーの利用が。けれども、そうするとタクシーの台数が少ないので、そこが大きな課題になってくるのかなと思うのですが、その辺はタクシー事業者とは、もし1台の車がどこか走っていて、また次に誰かから車を予約したいという電話があったときは、どのような対応をしていただくということを協議とかされているのですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） これまで事業者とお話合っている、協議している中においては、聞いている段階では、現状、事業者のほうは、運転手の確保が難しいので、現状の台数を増やすことは非常に難しいというふうに聞いております。事業者もさらにこの歌志内はこの事業、制度をですね、始めることによって、どれほどの利用者が出るのか、その辺のことも事業者のほうも見極めて、台数を増やせられるのか、その辺も検討していきたいというふうに話は聞いております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。

そうすると、一般のこの制度を使えない人たちも、やはりちょっと夜出かけるのに車では行けないような状況が出てきたときにタクシー利用しやすい環境ができてくるのかなと思うので、まずこれを始めるに当たってどのように市民の方に周知していくのか、そのことは今、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） これは新年度からスタートするというので、お試しの部分もございますけれども、これはなるべく早い段階で市民の方に周知、広報、折り込み等使いながら周知していきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、高齢の方にでも分かりやすく、小さい字ではなくて大きい字で、何これと目を引くようなインパクトのあるような周知方法というのを考えていただきたいなというふうに思います。

次、乗り合いタクシーについてだったのですが、これ西出ハイヤー、今、赤平のほうで乗車実験、この乗り合いタクシーについていろいろやっていると思うので、西出ハイヤー自体はいろいろなノウハウをもう持ってらっしゃるのかなと。あと歌志内市でも、こういうことをやる、導入の是非について事業者を含め協議したいという、さっき答弁聞きました。歌志内市内については、先ほど言った定額で移動できるような、そういった移動の支援ができてきます。先ほど言いましたように、どうしても砂川の総合病院に行かなければならないような人が、このまち数えたらたくさんいるのではないかなと。そういう方を対象に、1台のタクシーで4人まで、同じ時間帯で砂川の市立病院まで、送りだけ送っていただけるような、そういったシステムというか仕組みというのをつくって、まずそれちょっと実験的なもので構わないと思うのですが、どのぐらいの利用者がいるのか。そのタクシーが動く時間帯に合わせて次の予約を取ったりだとか、そういったふうに市民のほうもいろいろ自分の行動をタクシーに合

わせて動けるような環境というのもできてくるのかなと思うのですけれども、その辺もこの定額料金、市内移動定額料金と一緒に、ちょっと大変かなと思うのですけれども、早いうちに実験的な試験運転というのですか、これ始めてみたらいいのではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 大変、次の公共交通のほうに関わってくる話になるのですけれども、基本的には現状の公共交通をまず守っていきたい、維持・存続をしたいというのが基本的な考え方でございます。これ乗り合いタクシーは、必要とする方ももちろんいらっしゃると思うのですが、どうしても歌志内の場合は、路線が重複してしまうということが発生します。そうすると、乗り合いタクシーをもし市外に向けてやるとなると、現状の公共交通の乗り合いに影響が出てしまいまして、最悪は廃線ということにつながる可能性があることに対しては、ちょっと慎重にならざるを得ないなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。けれども、市内に移動するのに関しては、路線バスには定額でという市民の移動支援があるので、乗り合いタクシーで、市外に行く人は別ですけれども、市内に移動するには乗る人増えるのかなと思うのですよね。ちょっと時間かかると思うのですけれども、こういうことも考えていただきたいなというふうに思いますので、全く今考えていないということと理解して、時期を見ていろいろな状況判断しながら、皆さんの声を聞いてというお考えで理解していいのでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 議員おっしゃるとおり、決して全く乗り合いタクシーが駄目とかいうことではなくて、公共交通を守る視点に立って、その上で必要なこういった新しい取組というのにも同時に考えていかなければならないというふうに考えておりますので、近隣の自治体の取組等も見ながら検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、このまちで暮らす人たちにスムーズに、やはりいろいろなことを考えながら移動している人、たくさんいると思うのです。けれども歩きたくない、家からバス停まで遠いという人も結構いらっしゃって、大変です。そして新しいスーパーもできます。既存の小売、食品を売っているお店とかも歌志内にもありますから、そういったところに皆さんが自由に行けるようなそういった仕組みというのをつくっていただきたいなというふうに思います。

次、御用聞きのほうにちょっと移りたいと思うのですけれども、先ほど伺いました。確かにこれ、お客さんからの電話で注文を受ける商品を届けるのはとても難しいことだと思います。同じような品物がたくさんあって、お客さんがそれを指しているのではないけれども、電話を受けたものがこっちのほうを持っていくと、これは俺が頼んだものではないというようなトラブルがあるというの、私も聞いたことはあります。けれども、先ほど聞きました、今やっているところは、それを乗り越えながらもう何年もやってきているのですよね。そういったところが今あるのですが、そういう事業者に対しての、社会福祉協議会といろいろな協議していきたいようなお話も聞きましたが、今やっている事業者に対する支援というのですか、燃料、ガソリンが上がったりだとか、これ配達、配達というか、電話を受けて頼まれた物を届けて、集金をしてというと、かなり人件費、そういったものにも考えなければいけないのですけれども、そういった支援を何かしようというふうなお考えはありますか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今、行って、当初私どものほうで考えていたのは、今この御用聞きを行っている事業者、これは間接的だったのですけれども、人員の関係でちょっと継続するのが困難だという話を最初伺っていたものですから、それに成り代わってやろうというふうな考えで進んでおりました。事業者を確認しましたら、今やっているサービスはこのままずっと継続する、やめる考えるはないという話でしたので、そこはちょっと安心してある部分ではあるのですけれども、今言われたように、この宅配、御用聞きに関しての、ごめんなさい、そのガソリン代等との支援というのは、今、その辺までは考えておりませんでした。今、全市的にこの物価高騰という部分で事業者支援というのを行ってましたので、そちらのほうでは要は足りないのかもしれませんが、そういった部分で支援はしていきたいとは思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。いろいろなことを考えて、今、既にもう数年前からこういったことに取り組んでいるところも、やはりこれからもやっていくというのは、それだけそういうサービスを望んでいるお客様がたくさんいらっしゃるという状況が発生してきているのですよね。欲しいものを買に行きたいけれども家から出れない、けれども今日食べるものが何もないとかという、やはりそういう逼迫した電話をかけてくるお客様もいらっしゃるのです、そういった方々のために自分のお店にあるものでお届けできるものがあればお届けしたいという気持ちで、多分配達料とかも取らないでやっているところがほとんどだと思います。だから、そういったところを応援するというのもとても大切なことかなというふうに思いますので、いろいろ事業、歌志内全体の事業者を支える支援をしていただけてますが、またそれとは別に、何というのですか、市民の生活を支える取組に対しての支援というのですか、そういったものも考えていただきたいなというふうには思います。

あと、これ社会福祉協議会といろいろお話をされて、多分そういった物の販売だとか、そういったことの経験がない方がいらっしゃるのですごい大変なのかなというふうに思うのですけれども、今後も協議を継続してまいりますということなのですが、感触的にはいかがですか。どんな感じですか、社協は。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 今の現状の社協のスタッフでは、多分、恐らく厳しいのかなというふうに思います。でありますので、そこに人の配置を増やすのか、増やさないのかといった問題もありますし、また内容が福祉的な要素がありますので、こちら産業課だけではなくて、保健福祉課の考え方もあるかなと思いますので、そちらも協議しながら進めていきたいとは思っております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。ではこれ、社会福祉協議会でこういった御用聞き的なサービスをやるということについては、まだまだこれから先の協議ということになるというふうに今理解したのですが、でしたら余計に今やっている事業所、もっと大切にと言ったら変な言い方ですけども、もっとまちぐるみでその事業所を応援して、市民の生活を下支えしてくれているという気持ちを込めて、何か制度考えていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺どうですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、社協のほうとは、これから十分な協議を進めなければなら

ないので、少し時間はかかるかなというふうに思います。

今現状、行っている事業所につきましては、よくお話を聞きながら、どういった支援を求められるのか、そういった部分を話をよく聞きながら、今後、歌志内市の市民のためにできるサービスを続けるよう支援していきたいというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、そういったことも支援することによって、個別に1軒のお宅、何軒もこう回っている事業者は、最近電話が来ないな、おかしいなと思っている方に限ってちょっと自宅で御病気で亡くなっていたりだとか、そういった情報もいち早く入るのですよね。だから、そういった情報も福祉課のほうに届けると、ちょっと最近調子悪いし、電話が来ない人がいるということで、先に見守りというのですか、安否の確認とかもできるので、そういったことも連携しながらやっていけるのかなと思うので、お金だけではないと思うのですけれども、いろいろな下支えというか、支援の方法はあると思うので、今やっているところをまず第一に考えて、社協とも並行していろいろな協議を進めていっていただきたいですし、使うほうの市民としては、あそこも配達してくれる、ここも配達してくれる、社協もやってくると、二つも三つもあると、やはり選択肢が広がるので、ここしかないと思うよりはいい場合もあるので、そういった今やっているところの支援というのが、本当に早急に考えていただきたいなというふうに思います。

最後にひとり親の支援について、こちらのほうに入ります。

先ほどの課長からの答弁では、これまでこの事業の取組実績はございませんと。どうして今までやっていなかったのかなと、やはりこれ、すごい前からあった制度だったのです。すごい思っていて、けれどもやっていなかった理由を聞いても先に進まないなと思って、それでやはりこういうものを望んでいる人の声があったということは事実ですので、早急にこの制度というか、事業を進めていただきたいと思うのですけれども、事業実施の必要性等を含め検討を進めることとしておりますという答弁を先ほどいただきました。これ、新年度からできますか。できる、どうでしょう。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 議員おっしゃるとおり、この事業につきましては、平成15年ぐらいにできたというような事業です。その後、取組実績がないということでは、御相談なかったというのも事実なのですけれども、その事業を実施するに至らなかったということでは申し訳ないなというような思いでおります。

このたび市民の方からお問合せをいただいた中で、うちではやってませんというような返事になってしまって、それで終わっていると思うのです。

過去のことを申し上げますと、例えばひとり親世帯、昔は母子相談員とか母子自立支援という嘱託職員がおったのですけれども、その配置がなくなってから、相談の窓口は実際あるのですけれども、相談業務に至ってなかったというようなところが、担当課長として申し訳ないなと反省するところでもございます。

それを受けて、このことに限らず、やはりしっかりしたそういう窓口対応できるような体制をつくっていかねばならないと思ってますし、この事業につきましても、ちょっと新年度がうまくできるかどうか、ちょっとここで返事するのは難しいですけれども、できる限り、実際その問合せいただいた方が該当するかどうかということも含めながら、さらにほかにもそういう要望のある方がいるかどうか、こういったことも含めて、しっかりした相談に対応できる体制をつくっていかねばならないというふうに思っておりますし、できるだけ早くと

いう部分では考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 分かりました。早くしていただかないと、今そういった資格取得のためにいろいろ勉強されている方も学ぶ期限というのがあると思うので、それがどうなのかというのがあると思うので、いろいろ多分、出来上がったものをつくるから簡単でしょうと思うのですけれども、要綱だとかいろいろ細かいものもつくらなければいけないので、すごい大変なことだとは思ひますが、すごいいっぱいあるのですよね、国が掲げている、七つぐらいいろいろありますよね。そういったものがあるので、ぜひ早めに、早めにやってください。

あと、この償還免除付の住宅支援資金貸付事業、こちらのほうもまだやっていないということで、この支援事業の対象となるには、母子・父子自立支援プログラム、こういったものの策定を受けなければならないという条件がついているのですけれども、これ今の歌志内市役所の中には、自立支援プログラム策定員、こういったものの配置はないのですか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） これにつきましても、議員おっしゃるとおりなのでございますが、まずこの貸付事業、償還免除付の貸付事業を受ける段階で、その自立支援プログラムとり言ひまして、個別の支援計画みたいなものをつくった中でやらなければならないと。それをつくるのは市であったりということになってきます。

実際この貸付事業、実施しているのは、北海道の母子寡婦福祉連合会、ここで貸付を行うのですけれども、その申請に至るかどうかという部分では、その自立支援プログラムに乗っかってないとならないものですから、これが今できているかということ、正直できておりません。おっしゃるその策定員ですか、ということも配置になっておりませんので、ちょっとそのプログラムができるような体制もつくっていかなければならない話ですし、この辺につきましても、過去の話になると、そういう相談員がいらっしやった中でいろいろ、就学資金の貸付とか、そういったことも実際実施してございまして、その一環でこういうのができてきていると。

この住宅資金という部分では、令和3年度からできたような事業というふう聞いております。その辺も含めて、ほかにもたくさん事業はありますけれども、先ほどと同じこととなりますけれども、併せてこの辺も体制づくりといいますか、そういったことをやっていかなければならないというふうにおもっております。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） ぜひ、この専門の策定員というのを置くというのもちょっと大変かなと思うのですけれども、以前は母子相談員という方がいらっしやったので、ちょっと細かいこととか聞きにくいことも意外と相談できる環境が整っていたのかなと。やはり子育てのことだとか、お金のことだとか、やはり相談するには同じような女性に相談しやすい、男性でも構わないと思うのですけれども、そういったちょっとキャリアを積んだ方というのですか、いろいろな経験をされている方にいろいろな相談をすると、1人で子供を育てている保護者も安心して生活を過ごせるのかなというふうにおもっているので、あれもこれも一遍にと、とても大変なことだと思うのですが、まずこの給付金、促進給付金のほうを、こちらをまずこういったことを使ひたいと、申請したいという方が現にいらっしやるので、そういった方のために一日も早く、もうぜひ新年度、令和5年度からこれやりますと、これから12月予算つくるときだと思ひるので、新年度予算にそういったものを計上して私たちに報告していただけるような、そういうふうなことをしていただきたいなと。

歌志内に住んでいるから受けられない支援というのがあってはいけないと思うのですよね。赤平市では受けられる、砂川市では受けられる、上砂川は町なので、町は福祉課がないので、そこも振興局に行けば受けられる。歌志内に住んで住所があるのに、あるから受けられないということがあってはいけないと思うので、これはたまたま1人のお母さん、ひとり親の方からの相談ですけれども、ほかにもこういったことを考えている方、こういったことがあるのだと思ったら、そのために目標を立てて努力して、自立して生活して子供を育てていこうという考えるひとり親の方もたくさんいると思うので、これはもう、ぜひいろいろ、大変なことはもう重々承知しています。ですが、できないことではないと思いますので、ぜひ新年度からやってください。いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 新年度からやってくださいということで、お願いというか、御希望いただいたところでございます。

これから査定等始まりますけれども、ただいま国の制度、ひとり親家庭の支援ということ以外に、やはり子育て世帯という部分を含めた中で、こういった資格を取得することによっていろいろな面で生活が安定するということに結びつくというのは、大変ひとつ重要な課題であると考えておりますので、絶対とは言えませんが、相当前向きな形で制度を設ける方向で考えたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） いろいろな方向から歌志内に住んでいる人、みんなで支えていくというようなお考えで、いろいろなことをしていただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 本田加津子さんの質問を打ち切ります。

質問順序4、議席番号7番、女鹿聡さん。

一つ、歌志内市学園生徒と市長が語る会について。

一つ、歌志内市総合計画等に関する進捗状況について。

一つ、福祉灯油助成事業の制度化について。

以上、3件について。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 通告書に従いまして、3件質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1件目、歌志内学園生徒と市長が語る会についてです。

11月24日に行われた歌志内学園生徒と市長が語る会における今回の提案内容は、今までの内容とは角度を変えた大変興味深いものでした。今後、歌志内を担っていく生徒たちが、歌志内の現在と今後を授業の中で真剣に考え議論してきた提案は、大人たちの私たちが思っていることや今の時代に沿った、なるほどなと感心させられる内容だったのではないのでしょうか。

このような生徒たちの思いに行政としてきちんと向き合い、実現可能な施策として議論することが、今後の歌志内を盛り上げていくために絶対必要だと思います。そこで伺います。

今回の生徒たちの提案について、行政としてどう受け止め、対応していくのか伺います。

2件目、歌志内市総合計画等に関する進捗状況についてでございます。

現在、歌志内市総合計画、第2期総合戦略の議論が様々なところで行われていると思います。

この中でも、若手職員が中心となって行われているまちづくりアクションプランは、第2期

総合戦略を進める上で重要な役割を担うものではないかと認識しております。

また、柴田市長が公約として挙げている歌志内／夢・まち未来会議も、総合計画や総合戦略を進める上では重要な話合いの場としているものと思います。

そこで伺います。現在進められているまちづくりアクションプランと歌志内／夢・まち未来会議の議論の進捗状況と、今後どのような方向性をもって進められていくのか伺います。

3件目、福祉灯油助成事業の制度化について。

令和元年6月と昨年12月の議会において、福祉灯油助成事業の制度化について質問を行ってまいりました。

答弁においては、制度化は考えていないとのことですが、やはり現在の物価高騰などによる生活の逼迫は大きな問題であることから、福祉灯油の制度化に向けた取組が一層必要になっていると思っています。

そこで伺います。いま一度、制度化についての考えと対応について伺います。

お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから、まず件名の1、歌志内学園生徒と市長が語る会についての御質問に御答弁申し上げます。

歌志内学園生徒との語る会につきましては、日頃子供たちが考えている話題や歌志内の将来について、子供たちの純粋な思いと語り合える大変貴重な機会と捉えております。今回の提案は、「ハッピーライフ 住みたい、住みやすいまち歌志内」をテーマに、歌志内の魅力のほかに多くの課題も整理され、さらにすばらしいと思えるのは、限られた市の財政を考慮した上での実効性の高い提案であったということでございます。

今回も生徒からは、歌志内に住んでいる自分たちが幸せで住みやすいまちになるための方策や、歌志内がもっと元気になってほしいというメッセージが込められた提案と受け止めております。

このため、一つ一つの提案についてしっかり精査し、実現に向け取り組む考えでございます。

次に、件名の2、歌志内市総合計画等に関する進捗状況についてでございます。

まちづくりアクションプランについては、7月に第1回目の検討会議を開催し、歌志内／夢・まち未来会議との意見交換を含め、計6回の会議を開催いたしました。最終の第6回目の検討会議を12月1日に開催し、まちづくりアクションプランが取りまとめられたところでございます。

アクションプランは、次代を担う若手職員からの自由な発想の下、総合戦略での本市における人口の将来展望の達成に向けて、所属課等に関係なく、まちの将来像を踏まえて、今やらなければならない施策・事業を検討したものでございます。

今回のアクションプランにつきましては、今後さらなる検討、調査、社会実験、検証が必要ですが、事業の優先度を勘案して推進していく考えでございます。

歌志内／夢・まち未来会議につきましては、令和4年度においては計4回の会議を開催しております。会議は、まちづくりに関心を持つ市民が参加し、人口減少が続く本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するための方法など自由に語り合う場となっております。

今年度からは、参加者が中心となって設立されたボランティアグループにこの会議のメンバーも加わるなど、参加者間でのつながりが深まり、有意義な意見、情報交換の場となっております。また、他市町村から来られた方が多く、歌志内に対して違った視点からの意見などを

いただいております。

今後とも会議を継続し、出された意見やアイデア等につきましては、庁内で情報共有を図るとともに、市政運営の参考とさせていただき考えさせていただきます。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 私からは、件名の3、福祉灯油助成事業の制度化について御答弁を申し上げます。

制度化の考えについてということでございますけれども、昨今の物価や燃油高騰が市民生活に大きく影響していることは十分認識しておりますが、福祉灯油につきましては、本市における福祉施策全体を鑑みながら、これまでと同様その年の情勢を見極め、実施の可否、助成の内容、対象者など見直し・検討を含め、実施について判断してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず1件目の語る会についてでございます。

本当によくできたものだったと思います。今までの生徒、去年までの、以前の生徒たちがやってきたことが物すごい何かいい形になって今回出てきたのかなという形で私は捉えているのですけれども、やはりこの語る会の、答弁でもあったように、市の財政を考慮した上でということで、そういうところも考えられて提案されているのです。やはりこういうところも勘案しながら、今後やはり市政にどういうふうにつなげていくかということが大切だと思います。

この語る会后に毎月1回、月初めに多分やられてます企画調整会議があると思うのですけれども、この会議の中でも多分語る会で出た内容を精査して、各課で持ち帰って予算検討してみてくださいと多分話がされていると思います。そういうふうに聞いています。やはり実現できるように方向性をきちんと見てもらって、来年度になるのか、その次の年になるのかちょっと分からないのですけれども、きちんと話を練り上げてもらって実現できるような態勢にさせていただきたいと強く思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今、議員おっしゃるとおり、毎月月初めに企画調整会議ということで各所管が集まって会議を行っておりますけれども、今回につきましても、未来会議、語る会含めまして、出されたアイデアの資料を提供しまして、情報共有を図ると。もちろんこれ、新年度の予算編成にこれから入るわけではございますけれども、すぐ取り組まなければならぬものも中にはございますので、各所管のほうにおかれては新年度予算に計上するように、そういったことを含めて協議を進めるということにしております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ぜひ各課の課長はそれを練っていただいて、予算につなげていただきたいと思います。

教育長、新しく就任されましたので、教育長にちょっと聞きたいと思います。

教育長、以前は学校関係で働いて、一生懸命頑張ってたことなのですからけれども、教育長がまだ現役で学校長やっていたころの生徒たちが今、今回、こういう語る会に来てもらって、きちんとした内容で発表してくれている。これは、私としては、すごく評価が高いのではないかなと思うのですけれども、それを踏まえて、今教育長となりましたけれども、織田新教育長の評価はどういうふうにされているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 織田教育長。

○教育長（織田靖雄君） 女鹿議員の子供たちに対する評価が非常に高くなったことに対しては、子供たちが本当に喜ばしいことだなど。何もこれは私がどうこうというわけではなくて、やはり社会科、それから総合的な学習、そして日々の学級活動、学級経営の中から生きてきたものではないかなと思っておりますので、ぜひこの今のお話を学校の先生方に伝えていきたいなと思っております。

重々、私はここで校長職6年をやらせていただきましたけれども、子供たち、この歌志内をやはり誇れるまちとして、外に出ていってもやはり根底の中には、歌志内を捨てないでほしい、そのためにやはり今何ができるのか、そして特に後半、私が中学校あるいは義務教育学校に行ってから、子供たちに語っていたことは、自分たちはされてきているほうだけれども、もうそろそろ高い学年になったら、まちに何が返せるかというところを念頭に置きながら物事は考えていったほうがいいのではないかなということを高学年のほう、特に中学校3年生、9年生ですね、その子供たちには、今の9年生ではなくて、今は8年生のときぐらいから、もう既にそういう話はしておりました。したがいまして、そういうことが、今こういう評価になって、実際に子供たちがすばらしい発表をして市長に提言をしていったということは、本当に私はずれしく思っています。少しでも種をまいて、実になってきたのかなと思っております。

引き続き、やはりこれを次学年の子供たちがどう受け取って、そして自分たちがまたどうこの歌志内のまちに返していけるのかというところを学校としても進めていってもらいたいなと思っておりますので、そういう分では、職員にお話をしていきたいなと思っております。ありがとうございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 分かりました。本当に大変いい内容だったと思いますので、議員のおじさんがほめてましたよと一言言っておいてくれれば、生徒たちも本当に喜ぶのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

この語る会についてはちょっと一旦これで終わって、次の総合計画に関しての話に移りたいと思います。

まちづくりアクションプランについてなのですけれども、12月1日で大体取りまとめしましたという形になっております。この若手職員中心になって、どういう内容の話が出てたのかという、例を挙げて一つぐらいなんか聞ければありがたいかなと思うのですけれども、その辺、答えられる範囲で答えていただければ、お願いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） アクションプランということで私も参加させていただきながら、印象に残ったという部分でございますけれども、いろいろな意見の中で、たくさんありました。例えば空き家予備軍のバンクといいますが、空き家予備軍バンクというのですね。今、歌志内では空き家バンクがございまして、もう高齢で施設に入ったりしたときに空き家が発生するというので、そこからその空き家の対応ということが今現在、そういう状況にございます。その空き家を歌志内のホームページに登録して、そしてどなたかが譲渡、有償譲渡、無償譲渡含め、それを譲り受けるという制度、今、既存でございますけれども、元気なうちに今現在住んでいる空き家を手放したいと。そのためには、市営住宅を見つけて、そして自分の整理をしながら、1年後なのか2年後なのか譲渡したいと、そういうことで、その手前にそういう予備軍、予備バンクがあれば、いわゆる判別能力がなくなる前に、しっかりした中でいろいろそういう譲渡、有償譲渡、無償譲渡、手続ができるということで、非常にいいアイデアだなと思ひまして、そういった制度といいますが、取組をぜひ新年度でやっていきたいなと思ひまし

た。

ほかにもいろいろまちを活気づけるためのいろいろな取組がございますけれども、たくさんある中で特に印象に残ったのは、その空き家バンク、空き家予備軍バンクを御紹介させていただきました。

○議長（川野敏夫君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

質問を続けます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、市長のほうから御答弁いただきました。確かに今までちょっと考えつかなかったような形の予備軍、空き家の予備軍だとか、それ多分、なかなか発想がなかったと思いますよね。僕も分からなかったですし、やはりこういう若い方々の発想力というものをどんどん生かしていかないと、今後なかなか総合計画だとか総合戦略を行う上では、やはりうまくかないのかなという気がします。

このまちづくりアクションプランは、取りあえず最終が12月1日に終わりましたということなのですけれども、これ今後、大事な会議だと思うのですけれども、来年度に向けてどうか、それはどういうふう考えられているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） まちづくりアクションプランにつきましては、今、庁内の若手職員の集まり、検討会議ということで、今年度は6回やって、12月のときに取りまとめが一旦終わったということなのですけれども、この後、実際には、いわゆるアクションプラン、市のアクションプランとして最終的な取りまとめをします。年度内にです。それはいずれお示ししていきたいと思うのですけれども、当初話ししていたとおり、今議員のおっしゃるとおり、総合計画、総合戦略をより具体的に施策として進めるための活動の一つとしてございますので、現状今考えているのは、引き続きこういった内部の会議も若手を中心でできるような会議を続けていきたいという考えではおります。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何らかの形で取りまとめが行われているという話ですけれども、2022年度の方で、こういうまとめをしましたという報告が今後委員会だとか、そういった中で報告されてくるのかもちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 今回、市長のほうに、内部の若手の会議の検討会議として取りまとめたものを報告をしたところでございますので、その内容を精査しながら、経過含めて、議会のほうには委員会のほうに報告していきたいなというふうには考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 報告を楽しみに待っていたい、待っておきたいと思います。よろしくお願ひします。

歌志内／夢・まち未来会議に関してでございます。先日の市政報告の中で結構詳しく、何回やって何人の方々でという話をされました。この中で人数の話されて、9名だったと思います。男性・女性の比率、6人と3人ということで言われておりました。この人数、9名という

人数から今後増やす考えはあるのかどうなのかをちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 実は人数に制限は設けていないのですが、今年、今年度も5月の広報から募集もかけておまして、ずっと募集かけながらいたわけなのですが、最終的に第1回の会議を始めるまでの間に集まったのがこの人数というような状況で、手挙げ方式になっておりますので、9名で終わりということではございません。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 人数の割合、これからも募集をかけていくということなのですが、どうしても女性の参画というのは、今後、行政だったり国のほうでもそうですけれども、女性が多くこういう場に出てもらってということが望まれると思います。女性の声というのは、やはり子育てしていて大変だとか、そういったところの、男には分からない、男性には分からないところの視点から、いろいろな形で女性の声というのは届いてくると思いますので、女性の参画、女性を増やしていくことも必要なのかなというふうに思っているのですが、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） これ、議員おっしゃるとおり、実は令和3年、スタートした当時は、およそ半々でございました。いろいろ参加された方の御都合もありながら今の現状に至っているわけなのですが、おっしゃっているとおり、そういった非常に会議を重ねている中でも、女性の方の御意見というのも非常に貴重な御意見、実はたくさんいただいているというのは現状でございますので、平たく公平に募集はかけるのですが、増えていただければなというふうに期待はしております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 現在9名ということで、年齢幅というのは多分結構あると思うのです。一番最初の質問しました生徒と語る会の中身から見ると、今生徒は、かなり真剣に歌志内について考えてくれていると思うのです。年齢制限というのがあるかもしれないのですが、その高校生になった子供たちだとか、そういった方々もまだ歌志内に実際にいますので、そういった、本当にティーンエイジャーです。本当に若い子供たちもこういった会議に入ってもらって、若い子供たちの意見というのを吸い上げる必要も出てくるのかなと思うのですが、やはりそういうところに出て行って話をする、子供たちもやはりそういった、何でこういう会議が開かれているのか、こういう歌志内に何が足りないのか、どういうことなのかということも多分勉強になると思いますし、今後こういった会議には、そういった若い子供たちというのも参加できるような状況づくりというのも必要なと思うのですが、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 最近、議員おっしゃるとおり、高校生だとか、まちづくりに参画するという事例が多くなってきているというふうには考えております。今開催しております夢・まち未来会議のほうは、18歳以上の方ということで、これは会議の趣旨だとか開催する時間帯含めまして、一定の夕方以降だとかにもかかるということもございますので、そういった年齢制限設けながら行っているわけですが、議員おっしゃるようなそういったまちづくりも非常に貴重な場だと思いますので、研究もしながら検討していきたいなと思っています。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな年齢層、性別の方々から意見をやはりもらって、歌志内市と

してどういうふうに今後行政を進めていくのかという声を、できるだけ多くの方々から、いろいろな角度から吸い上げていてもらいたいと思います。そのためには、そうすることによって、やはり総合計画、総合戦略が実のあるものになっていくのかなと思いますので、ぜひ力を出していただきたいなと思いますので、お願いいたします。

ちょっとこれも置いておいて、3件目の福祉灯油のお話に移りたいと思います。

前段でも言いましたけれども、2回ほどこの場に立って質問させてもらって、答弁としては、制度化はなかなか考えられませんよという、今回3回目なのですけれども、3回とも似たような感じの御答弁でございます。制度化をしない根本的な理由というのはどこにあるのか聞いておきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 昨年と同じような答弁になってしまったということで、進展がなくて申し訳ないなという気持ちもないわけではないのですけれども、この福祉灯油の制度という部分を考えていくと、議員おっしゃるように制度化することによって、例えば事務処理も準備期間も当然当初予算に盛り込まさってそれがなされる話になりますので、余裕もできると思いますし、担当もそのほうが都合がいいのかもしれませんが、ですけれども、福祉灯油という制度を当市で考えていったときに、やはり灯油使用時期の情勢というものを見極めた上で実施していくよというのが根底にないよろしくないのではないかなというふうに思うのが、ちょっと私だけの考え方なのか、市としての考え方なのか、それもありますけれども、そのように感じるところがあります。そういった状況を受けて実施します。当然、今年燃油高騰、早い時期から高騰しているよ、高いよという事情がある中で、これは実施せざるを得ない状況にはあると思うのですけれども、半面、ほかの施策の中でこの燃油高騰に係る部分での支援がなされたりというような状況も確かにあります。考え方によっては、それがあからやみやらなくてもいいのではないという意見も出てきたりもするのです。そういうことも踏まえながら、今回実施、昨年と同様の形で実施するわけですけれども、そういう検討を踏まえてやっていくのが一番よろしいのではないかなというふうに思っております。そして、例えばこの後また金額が上がったとかというようなことになった場合にも、さらなる追加での検討ができるわけです。そういうことも含めて、やり方としてこの時期になってしまうのが、本当はもっと早く決定できればいいのかもしれませんが、ただこの福祉灯油の金額だけで年間の灯油代が賄えるはずもない額しか出てないのですけれども、そんなことも含めてそのときの情勢見極めた検討をさせていただきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今課長が言ったように、メリットはあると思うのです、かなり。その事務手続だとか、使用を開始する時期が早いだとか。今回補正で出されたときのものも1月の13日だったかな、18日だったかな、1月に入ってからでないちょっと手続ができないという形になりますよね。やはり当初予算として組んでいけば、すぐ出せるのです。12月前からもう、北海道にいれば暖房はかかるのです。10月末からでも、寒いと思ったらもう、お年寄りにはストーブをつけるのです。やはり12月スタート、12月1日からすぐ支給できるような体制をつくるというのは、当初予算を組んで前もって考えておくということは必要なかなと思うのですけれども、それについてどうですかと聞いても多分同じ答えが返ってくるから、どうするかな、デメリットが少ないと思います。メリットが多いと思います、僕は。それについて、もう1回ちょっと答弁をもらいたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 本当にいろいろ考えるのですけれども、確かに議員おっしゃるようなメリット、当然その辺はよろしいなという部分を認識しております。何ていいますか、制度としての在り方と一番最初に言ったかと思えますけれども、そういったことを考え、そこまで考えなくてもいいのではないのと言われたらそれまでかもしれないのですけれども、ちょっとそういうことを考えて実施するとなると、何ていいますか、使用時期に向けての情勢、本当はもう少し早く、12月の定例会ではない、もう少し早い時期にできればもっといいのかもしれませんが。9月とかにですね。それはちょっと手法のやり方になってくるのかなというのがありますし、検討しなければならぬ余地もちょっと思うところではあります。ちょっとその辺も含めて今後の検討課題といたしますか、させていただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 前向きな検討をお願いしたいと思います。

一番最初の答弁で、対象者の見直しなどの検討ということも答弁入っていました。今回の補正予算では、均等割の世帯というのが抜かれていて、その前にあった違う制度には均等割が入っていて、今回、僕はこの補正に均等割の世帯も入ってくるのだろうと楽しみにしていたのですけれども、ちょっとがっかりしたところもあります、実際。今年度中に均等割の世帯、70世帯という答え、先日いただきました。その70世帯に対して、予算としては70万円です、1人1万円ですから。70万円つけていただいて、今年度中に何とかできないのかなという思いがあるのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） できるかどうかという部分では、できないことはないとは思いますが、やるかどうかの判断、ちょっと政策的な部分になってますので、どうしたものかという検討はさせていただきたいとは思っています。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） できるかどうかの判断を市長に仰ぎたいということなのですが、市長、御答弁いただければありがたいです。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） このたびの福祉灯油という部分でございますけれども、6月に原油価格・物価高騰対策ということで、実は地域商品券の発行事業ということを行っております。そしてまた10月に、これも物価高騰対策、地域商品券発行事業、それぞれ1万円実施しております、これら福祉灯油も含めて、第3弾という部分でやらさせていただいたことから、均等割については除かせていただいたところがございます。今、70世帯という部分につきましては、貴重な御意見といたしますか、一つの検討課題としてちょっと前向きに検討していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、市長が前向きに検討したいということで答弁をいただきましたので、期待して待っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

話は戻りますけれども、今回、補正予算で480万円ぐらいつきました、福祉灯油の分で。それプラス私が今言った均等割の世帯、70世帯、70万円ですよね。550万円ぐらあれば、通年予算としては見れるのかなと。多く見ても600万円あれば見れるのかなと思っておりますので、ぜひこの辺、当初予算として組んでもらって、すぐに、すぐにといいか、12月に入った時点でやっていただけるような体制づくりをしていただきたいと思います。今110円とか

それぐらい、110円はなっていないのかな、灯油、なっていると思います。これが80円だとか70円だとかという金額、単価には多分ならないのではないかなと思うのです。100円以上であれば支給しますよではなくて、もう本当に90円であったとしても、灯油代は冬1万円もしくは2万円出しますよという太っ腹の心意気が必要かなと思います。やはりそういうところをもう1回予算編成の中で組んでいただいて検討してもらいたいと思うのですけれども、市長、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 経常的に予算化したらどうだということの御意見かと思います。経常的に毎年実施するということになりますと、今、女鹿議員からもお話ございましたように、価格の設定という部分がございます、例えばの話ですけれども、1万円だよという前に、それもまた根拠があって1万円だったりしますけれども、それを下回った場合にも上回った場合にも1万円ということよりは、私はこの灯油、いわゆる福祉灯油というものは、基本的にはずっと毎年検討していくという中で、臨時的にその状況、経済状況も含め、いわゆる灯油の価格の状況、そういったものをこの中からいろいろ比準をしながら、幾らが妥当かということで福祉灯油の支給額を決めたほうが柔軟性があるというふうに思っておりますので、福祉灯油を全く考慮しないよということではございません。そういうことで柔軟性に富む、柔軟性があるそういう灯油と、福祉灯油というような考えで、私は今のところ考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 通年の予算にしてもらって、そのときそのときでまた高いなと思ったときには補正を組んでもらって、1万円だった予算を2万円にしてもらおうとか、そういうことも可能なのかなと思いますので、ぜひ制度化ついでの前向きな検討を進めていただきたいと思えます。

話が戻ります。これ最後になります。最後、市長に聞きますので、市長、これから私が質問することについて、バッテリーボックスに立ったような気持ちでちょっと聞いてください。

今から言う言葉は、語る会で生徒たちが言っていた言葉です。読みます。

歌志内市について調査を進める中で、今まで分からなかったことや新しいことに気がつかされることがたくさんありました。歌志内には、様々な魅力と同時に多くの課題があります。本当はこんなまちになればいいという理想と、人口や店が少なく、お金がないからできないという現実のギャップもあります。しかし、理想を掲げて明確なビジョンを持ち、実現に向けて多くの人が協働し合うことが成功する何よりの方法だと確信しています。

私たちが今回の学習で提案した方策はもとより、大人の方々に考えてもらえばかりでなく、地域の担い手として自分たちができることを発信、実行していくことができればいいと考えます。

人間にはそれぞれの生き方があるように、それぞれのまちに合った歩み方もあるはずで。歌志内の幸せ、住みやすい歌志内を、これからもともに考えていけるとうれしいです。このような学ぶ機会を与えてくださった市長さんをはじめ、市役所の皆さん、本当に感謝しています。私たちのふるさと歌志内をこれからもともに守っていきましょう。

これは、まちづくりアクションプラン、夢・まち未来会議で子供たちのことを全部ひっくり返して、歌志内に何を求めるか、歌志内はどうしていくものか、根本は今読んだところに全てが集約されると思うのです。やはり今、バッテリーボックスに立った気持ちで聞いてくださいと言いました。これ、本当に大谷翔平の直球ど真ん中、ストライクの言葉であって、提言に近いと思います。それをバッテリーボックスに立った市長が見逃すのではなく、きちんとホームランを

打って返していただきたいと思うのですが、最後に答えていただいて終わりたいと思いますけれども。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 本当、生徒との語る会の御意見、いろいろな御提言をいただきました。本当に勉強されて、歌志内の歴史、そして歌志内の現状を捉えていろいろ御提案をしていただきました。可能な限りといいますか、子供たちがふるさとを自慢できるまちづくりをやはりこれからしっかりしていかなければならないという気持ちを改めて実感したところでございます。

貴重な意見をいただきまして、これをしっかりと実現できるように職員一丸となって、また議員の皆さんからもいろいろ御指導、御鞭撻をいただきながら、住んでよかった歌志内のまちづくりを進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） よろしくお願いいいたします。

これで私の一般質問は終わりますけれども、3月から12月まで計4回の一般質問に立たせていただきまして、拙い質問に真摯に答えていただいた行政の皆さんに感謝を申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

延 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

本日の議事日程にあります議事が終わりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

延 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本日は、これにて延会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時38分 延会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子